平成24年（2012年）３月紀北町議会定例会会議録

第　５　号

招集年月日　　平成24年３月２日（金）

招集の場所　　紀北町本庁舎議会議場

開　　　会　　平成24年３月21日（水）

応 招 議 員

１番	奥村　仁	２番	東　貴雄
３番	樋口泰生	４番	太田哲生
５番	瀧本　攻	６番	入江康仁
７番	家崎仁行	８番	玉津　充
９番	奥村武生	10番	東　篤布
11番	東　清剛	12番	松永征也
13番	平野隆久	14番	中津畑正量
15番	川端龍雄	16番	平野倖規
17番	中本　衛	18番	北村博司

（うち遅刻議員）

６番　入江康仁

不 応 招 議 員

なし

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町　　　長	尾上壽一	副　町　長	山岡哲也
会計管理者	平谷卓也	総務課長	中場　幹
財政課長	堀　秀俊	危機管理課長	五味　啓
企画課長	川合誠一	税務課長	家崎英寿
住民課長	工門利弘	福祉保健課長	谷　吉希
環境管理課長	井谷　哲	農林水産課長	脇　博彦
商工観光課長	濵田多実博	建設課長	上村康二
水道課長	奥川　英	紀伊長島総合支所長	橋本樹徳
教育委員長	大和秀昭	教　育　長	安部正美
学校教育課長	世古雅則	生涯学習課長	村島成幸
監査委員	井上　寛		

職務の為出席者

議会事務局次長	脇　俊明	書　　　記	上野隆志
書　　　記	玉本真也	書　　　記	奥川賀夫

提出議案　　別紙のとおり

会議録署名議員

　２番　　東　貴雄　　　　　　３番　　樋口泰生

議事の顛末　　左記のとおりを記載する。

（午前　９時　30分）

平野倖規議長

皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は17名であり、定足数に達しております。

なお、６番　入江康仁君から所用のため、遅刻との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

本日も、脇次長が事務局長代理をいたします。

また、奥川水道課長に代わって、橋倉水道課副参事が出席することを許可します。

平野倖規議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

なお、定例会中に、荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選出依頼がありましたので、本日、各議案の審議終了後、追加議事日程として取り扱いさせていただきたいと思います。

また、議事運営上、議事日程の朗読は省略することにいたしたいと思いますので、ご了承ください。

日程第１

平野倖規議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第１　会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

2番　　東　貴雄君

3番　　樋口泰生君

のご両名を指名いたします。

日程第2

平野倖規議長

次に、日程第2　行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することといたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

本日の定例会冒頭にあたりまして、この場をお借りいたしまして、1件ご報告をさせていただきます。

報告は、指定金融機関の見直しについてでございます。指定金融機関につきましては、おおむね3年ごとに見直しを行うこととしておりまして、この度、平成23年度末において前回の見直しから3年が経過するため、これまでと同様の方法により、指定金融機関、または収納代理金融機関に選定している金融機関のうち、町内に支店を有する株式会社百五銀行、株式会社第三銀行、紀北信用金庫、伊勢農業協同組合に対して、町指定金融機関への指定希望の有無と、その条件について調査を行った結果、最も有利な条件を提示いただきました株式会社第三銀行を引き続き指定金融機関として継続することに決定をいたしました。

以上をご報告申し上げまして、本日の定例会にあたっての報告とさせていただきます。

平野倖規議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第3

平野倖規議長

次に、日程第３　委員長報告を行います。

それでは、本定例会において各委員会に付託され、審査を行った事件について、各委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長　松永征也君。

松永征也総務財政常任委員長

皆さん、おはようございます。

平成24年３月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、ご報告を申し上げます。

去る３月８日、午前９時30分から委員会室におきまして、委員６名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、出納室、企画課、税務課、危機管理課、それに住民課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第１号　人権が尊重される紀北町をつくる条例制定、及び、議案第３号　紀北町公告式条例の一部を改正する条例など、条例改正議案３件、並びに、議案第15号　三重紀北消防組合規約の変更に関する協議など、協議案件４件、それに議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）、及び、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算、以上10件の審査であります。

それでは、審査した議案順により、経過と結果について、ご報告を申し上げます。

最初に、議案第１号　人権が尊重される紀北町をつくる条例の審査を行いました。

質疑では、この時期になぜ条例制定なのか確認したいとの質疑に対して、国、県及び関係団体等からの依頼ではなく、紀北町第１次総合計画で人権条例の制定を検討していくとなっており、これに基づいて制定しようとするものでありますとの答弁でありました。

また、第５条では、基本方針に定めるとされているが、策定のスケジュール等はどう考えておられるのかとの質疑に対しまして、平成24年度中には基本方針を策定していきたいと考えており、策定にあたっては４名の人権擁護委員のご意見を十分聞きながら、進めていきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論として、総合計画の前期分以来、手の付けられていなかったことを、今回、英断と決断で取り組まれたことに敬意を表しますという賛成討論がありました。

以上で採決に入り、全員の賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第３号　紀北町公告式条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑、討論ともにございませんでした。採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第５号　紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑では、人事院勧告に基づくものということであるが、改正は高齢層の職員の給与を引下げ、その財源により若年、中堅層の職員に対して実施してきた抑制措置の緩和ということかとの質疑に対しまして、平成18年に実施した給与構造改革により、給与が大きく下がることを考慮して、経過措置を設けていた部分について、今回、廃止することとし、それにより、その財源を若年、中堅層の職員に対して実施してきた昇給抑制を回復し、それに充てるという内容で、対象となる職員は42歳未満で、昇給回復する職員が78人、引き下げとする高齢層の職員が29名であるという答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第６号　紀北町税条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑では、第95条でたばこ税の税率が 1,000本当たり 644円引き上げとなるが、紀北町ではどれだけの増収になりますかとの質疑に対して、たばこ税の税率の改正は平成25年４月から引き上げられますと。 644円引き上げられますと 1,922万円の増収となり、年間では１億 5,439万円となる見込みでありますとの答弁でありました。

また、附則第25条の個人の町民税均等割の税率の特例が、現在は 3,000円でありますが、 500円上がって 3,500円になるということでありますが、説明をとの質疑に対しまして、26年度から平成35年度までの10年間、現在の均等割の税率が 500円上がり 3,500円となりますすとの答弁でありました。

また、財源は復興財源に充てられるのかとの質疑に対して、地方公共団体が実施する防災対策に必要な財源を確保するための臨時措置でありますとの答弁でありました。

さらに、全国一律に住民税が上がることになるのかとの質疑に対しまして、地方税法の改正によるもので県民税も上がることになり、これにより町県民税の均等割は 4,000円から、 5,000円に上がることになりますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第15号　三重紀北消防組合規約の変更に関する協議についてを審査いたしました。質疑では、消防無線デジタル化の理由の１つとして、ドクターヘリの運航があるが、これについては基本的には県内15消防本部が受皿となっていることから福祉保健課ではなく、危機管理課が所管すべきではないかと考えるが、危機管理課の中で担当は定めているのかとの質疑に対しまして、保健師等の関係もあり、福祉保健課が所管している経緯があります。今後とも消防本部、福祉保健課と危機管理課と十分連携のもとに対応してまいります。なお、県は健康福祉部が所管しており、県からの情報は基本的には福祉ラインで届きますとの答弁でありました。

以上で質疑を終了し、討論に入りましたが、討論なく、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第16号　三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを審査を行いました。

質疑、討論ともにございませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第17号　三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について審査を行いました。質疑、討論ともにございませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第18号　三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを審査いたしました。質疑、討論ともにございませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）の総務財政常任委員会関係の審査を行いました。

初めに、議会事務局所管分についての審査を行いました。質疑に入りましたが、質疑はございませんでした。

次に、総務課所管分についての審査を行いました。質疑はございませんでした。

次に、財政課所管分についての審査を行いました。質疑では、例年、多額の寄附をいただいている方には、冠を付けた基金を創設してはどうですかとの質疑に対しまして、この寄附金については、ふるさと寄附金という形での寄附でありますので、今のところ個人名の冠を

付ける基金の創設ということは考えておりませんという答弁でありました。

さらに、一定額を超えた寄附を受けた場合などでは、冠を付けた基金を創設するよう、是非、理事者と協議していただきたいとの質疑に対しまして、検討させていただきますとの答弁でありました。

また、ふるさと寄附金 135万円の内訳を聞きたいとの質疑に対しまして、平成23年度は４名の方から、合計で 135万円の寄附をいただいておりますとの答弁でありました。

また、予算計上は寄附の目的により計上されるのかどうかとの質疑に対しまして、寄附をしていただく際の希望用途が福祉目的などであったら福祉基金、地域振興にということであれば地域づくり基金に積み立てしていますとの答弁でありました。

以上で、財政課所管分の審査は終了いたしました。

次に、企画課所管分について審査を行いました。質疑では、経済センサス交付金について、どのような費用に充当しているのかとの質疑に対しまして、経済センサスは平成23年度から今までの調査を統合して新しくできた調査で、５年に１回行います。県交付金は、消耗品、調査賃金、事務経費に充当していますとの答弁でありました。

また、統計調査は強制的なのかとの質疑に対しまして、調査への回答は法律で義務づけられており、回答しない、あるいは回答しても不正確な場合には、精度の低い統計しか作成できないため、その結果、誤った施策を決定してしまう可能性があることから、統計法に罰則が規定されております。罰則規定があることをお知らせして協力をお願いしていますとの答弁でありました。

以上で、企画課所管分の質疑は終了いたしました。

次に、税務課所管分についての審査を行いました。

質疑では、歳入、町民税の個人所得割が 572万 8,000円減額の理由はとの質疑に対しまして、12月までの徴収実績により減額するものでありますとの答弁でありました。

また、平成23年度の町民税は、平成22年分の申告により確定するものであり、３月補正ではなく、９月補正で行うべきではないかとの質疑に対しまして、徴収実績により歳入見込額を算定して、できるだけ正確な数字を、例年12月議会、あるいは３月議会で補正をいたしております。徴収率向上に努めておりますとの答弁でありました。

以上で、税務課所管分の審査は終了いたしました。

次に、危機管理課所管分についての審査を行いました。

質疑では、避難路整備事業の 1,269万 1,000円減額について、事業数等についての説明を

との質疑に対しまして、設計委託費が３事業、工事が８事業で、６月及び９月補正予算で工事９事業を計上しましたが、議会棟の屋上と東小学校屋上の安全柵を合算発注したこともあって、８事業となっておりますとの答弁でありました。

また、現場について、すべて完成していますかとの質疑に対しまして、すべて完了しておりますとの答弁でありました。しかし、付け加えて、東長島呼崎１号橋改修工事については、事業内容の関係上、繰り越す必要が生じたため、 572万円の繰越明許費を計上しておりますとの答弁でありました。

以上で、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）に関する総務財政常任委員会所管関係の審査はすべて終了いたしました。

討論はございませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

次に、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算のうち、総務財政常任委員会関係の審査を行いました。

最初に、議会事務局所管分については、質疑として議員共済会負担金の 2,488万 4,000円についての説明を求められ、答弁としては在職が12年以上の方は一時金か年金の選択ができます。在職が12年に満たない方は一時金のみの選択となりますとの答弁でありました。

また、一時金は公費と私費の分を含めて８割支給されるのですかとの質疑に対しまして、議員が掛けた分のみの８割でありますとの答弁でありました。

また、この町の補てん分について、町の財源に影響はどうなのかとの質疑に対しまして、国は補てん分については市町村で負担するようにということでありますが、しかし、毎年度地方財政計画に計上して地方公共団体の基準財政需要額に算入することとなっております。したがって、まず市町村で負担してもらい、その分については国が地方交付税を上乗せして負担するということになりますとの答弁でありました。

以上で、議会事務局の所管分についての審査を終了いたしました。

次に、総務課所管分についての審査を行いました。

質疑では、農業委員会と海区漁業調整委員の選挙についての質疑がありました。農業委員会委員については任期が３年で、20名が選挙により選ばれ、選挙によらない選任による委員が３名で、委員数は23名でありますと。本年６月30日に任期満了になりますとの答弁でありました。

また、海区漁業調整委員会委員については任期が４年で、全国で66海区あり、各県に１海

区が基本となり、三重県では委員総数15名で、うち９名が三重県全体を１投票区として、選挙により選ばれ、残りの６名が知事の選任委員となります。本年８月14日で任期満了となりますとの答弁でありました。

以上で、総務課所管分についての審査は終了いたしました。

次に、財政課所管分についての審査を行いました。

質疑では、海岸国有地審査会は古里海岸に限定されているものであり、もはや必要がないのではないかとの質疑に対しまして、条例がある限りは必要があると考えておりますとの答弁でありました。

次に、条例は以前に古里海岸で一部の方が占拠するなどの行為があったためできたもので、これを解消するために町が一括して借り上げしたもので、今は不必要ではないかと思いますし、委員の選任についても古里地区に関係のない漁業協同組合の理事が入っていたりするわけでありますが、条例の廃止を検討すべきではないかという質疑に対しまして、検討させていただきますとの答弁でありました。

また、公債費の利子分の平均利率を説明していただきたいとの質疑に対しまして、平成22年度分までの借入分の平均利率は 1.4％で、平成23年度借入分は 1.6％で借り入れしておりますとの答弁でありました。

また、町民センターは、現在どのように使われているのかとの質疑に対しまして、結婚式は現在行っておりませんが、ほかに利用用途として会議や講演会や補聴器、衣類の販売など、いろいろと利用していただいておりますとの答弁でありました。

また、財政シミュレーションは作成しておりますかとの質疑に対しまして、今後10年間の財政シミュレーションの提出を求めました。財政課長の説明を求めまして、課長の説明では起債は平成25年度以降３年間、借入が12億円という設定であり、起債残高は 120億円を切るのが平成30年度ごろの見込みでありますと、基金は地域振興基金の積立もあることから、平成27年度末で約49億円という見込みになっております。あくまでもシミュレーションですので、毎年見直しをかけることになりますが、予算総額についても平成25年度から数年間は90億円程度に推移することになりますとの説明がありました。

また、28年度から地方交付税が下がるというイメージを持っていましたが、シミュレーションではあまり下がっていないがとの質疑に対しまして、平成28年度は普通交付税の算定替えの縮減は10％程度であり、起債の交付税算入も多く見込めることから、交付税の減はあまり見られませんが、平成29年度以降の４年間で減少するシミュレーションとなっております

との答弁でありました。

しかし、財政シミュレーションによりますと、平成28年度以降において財源不足に陥ることになっており、その額は平成28年度から平成30年度までは、毎年 5,000万円前後、平成31年度以降になりますと年間１億円以上、毎年財源不足が生じる状況となっております。その財源不足の額は積立金を取り崩して対応していくという内容でありますので、今後の慎重な財政運営を指摘したところであります。

以上で、財政課所管分の審査は終了いたしました。

次に、出納室所管分についての審査を行いました。

質疑では、以前、キャンプinn 海山の自動販売機の売り上げを、ある課長の個人名義の通帳へ入れて管理していたことがありましたが、現在はどのように管理していますかとの質疑に対しまして、自動販売機設置手数料を町の収入とこれまでしておりましたが、平成19年度から指定管理者制度を導入してからは指定管理者の収入となっております。なお、施設の使用料等の町へ入金する必要があるものについては、直接キャンプinn 海山の職員が町金庫に納めておりますとの答弁でありました。

以上で、出納室所管分についての審査を終了しました。

次に、企画課所管分についての審査を行いました。

質疑では、電源立地交付金について、どのように使われているのかの質疑に対しまして、平成24年度の事業予定は、小型動力ポンプ付積載車４台分の配備費用に充当しております。内訳では、相賀地区に普通車の小型動力ポンプ付積載車と、呼崎、山本、井の島に軽トラックの小型動力ポンプ付積載車の計４台を購入する予定となっておりますとの答弁でありました。

また、今後は三浦の発電所は企業庁から中部電力に譲渡されると聞いておりますが、電源立地交付金は、もし中部電力の赤字などでなくなることはないのか。またイベントなどに使用することが多いので、グラウンドだけでも町で購入してはどうかとの質疑に対しまして、この交付金は国からの交付金であり、企業などから交付されるものではないことから、仮に中部電力が、もし赤字になったとしてもなくなることはありません。発電所の用地については、発電部分とテニスコートから奥の部分については中電に譲渡し、グラウンドなど残りについては、これまでどおり三重県が管理することになります。グラウンドを町はイベントなどでよく使用しますので、町としても今後も使用したいと県に要望しており、県からも町に購入してはどうかという話はきておりますとの答弁でありました。

また、企業庁であったときは固定資産税は入っていたのかどうかについての質疑があり、国有資産等所在市町村交付金として入っておりましたという答弁がありました。

高速道路の休憩施設について、町は業者委託して丸投げになることのないようにとの質疑に対しまして、ようやく用地買収も完了し、国交省も検討段階に入りましたので、町としてもこの休憩施設は防災、情報発信、産業振興などでも重要であると認識しており、専門のコンサルタントを交えて進めていきたいと考えております。そのための委託料であり、決して丸投げということではないという答弁でありました。具体策の検討にあたっては、専門的な意見も重要であると考えておりますとの答弁でありました。

また、地域のことを知らないコンサルタントに丸投げしないでほしいと、防災機能を中心に考えてほしいとの質疑に対しまして、防災情報発信、物産販売などが中心で、中でも防災については、昨年から庁舎内の関係課と消防署も含めて位置づけなどを協議しております。一時避難所としての地域の要望もありますが、救援隊などがどのようにして救助に入るかなど、自衛隊や警察とも協議をして決めていきたいと考えておりますとの答弁でありました。

次に、銚子川流域魅力アップ推進事業で、温浴施設調査委託料と図鑑作成、水質検査手数料があるが、温浴施設調査とはどのようなことをするのかとの質疑に対しまして、これまで６回の検討会を開いてきましたが、核となる施設に温浴施設を整備すべきとの意見が強くあり、場所や施設内容等を検討していくための調査委託料と、銚子川の良さをＰＲするにあたり、銚子川に住む水性生物や花などを図鑑にして、銚子川を広くＰＲしていきたいと考えております。また水質検査手数料については、きれいな川であるというデータを作成して、これを基にＰＲに活用していきたいと思います。そのような予算になっておりますとの答弁でありました。

これまで継続してやってきたことであって、今になって調査の予算を計上するのはどういうことかと思いますが、日帰り施設なのか、または泊まりもできる施設なのか、温泉を掘るだけでも億のお金がかかり、施設をつくると数億円かかるので、古里温泉も開業までに多くの問題が発生した経緯もあるので、希望を持たせる企画を出してほしいとの質疑に対しまして、計画の中で核となる施設ということで、温浴施設を進めようとしております。どのような施設をつくるかは、これから検討していきますが、専門的な知識がどうしても必要でありますので、来年度、具体的に課題も整理しながら検討したいと考えておりますとの答弁でありました。

銚子川の水質検査は今までしていなかったのかとの質疑に対しまして、水質検査は何箇所

かでしておりますが、今回の調査は38項目の細かな検査を実施して、銚子川はきれいな川だと証明し、図鑑とともに全国にＰＲするためのものでありますとの答弁でありました。

温浴施設について町民の合意を得ていないのに事業が進んでしまっているが、紀伊長島区の意見も聞いたのか。紀伊長島区に温泉があって、不均衡であると言って出た話だと思うので、実際に観光産業に携わっている方々に話を聞いているのか。古里温泉でもわかるが、ランニングコストも膨大にかかることになるので、町民に合意を得なくてはいけないのではないかと考えるがとの質疑に対しまして、町民の意見を聞いたのかの質問でありますが、これまでさまざまな方々に集まっていただき、ご意見をいただきました。委員の方は自治会、銚子川漁協、森林組合、水利組合、ふるさと企画舎、海山物産、体育指導員、スポーツ関係、婦人会、商工会、観光協会、古里民宿組合、地元区長など、関連の方々に入っていただき議論を重ねてきましたとの答弁でありました。

古里温泉では、海野、三浦漁協からクレームがありましたがとの質疑に対しまして、今年度に議論していただいた計画を基に、環境問題などを踏まえて、環境問題のコンサルタントも交えながら、地元の方たちとも協働しながら盛り上げなくてはいけないと考えておりますとの答弁でありました。

東紀州観光まちづくり公社とは何をしている組織なのかわからない。負担金が 345万 3,000円と人材も２人派遣しているが、何も効果が出ていない。年間事業費はどれぐらいなのかとの質疑に対しまして、東紀州まちづくり公社は、年間を通じて多くの事業を行っており、県と市と町から人材を派遣して組織しております。事業については観光振興、産業振興、まちづくりの３つの分野で事業展開をしており、熊野古道の観光を軸として、宿泊施設の整備や観光産業の育成など、さまざまな事業を行っております。事業費は平成24年度は 4,362万 5,000円で、県がその半分を、残りを東紀州５つの市町が負担しておりますとの答弁でありました。

人件費を入れたらかなりの金額になると思われるが、何も費用対効果に見合う経済効果が出ていないと思うがとの質疑に対しまして、膨大な事業を展開しており、熊野古道の集客、観光、グルメ、民宿などにも深く入り込んで事業を展開しておりますとの答弁でありました。

温浴施設は、福祉健康を促進していくことははっきりＰＲしてほしい。視察先でも黒字になっているところは少なかったので、センスを高めて黒字になるよう経営してほしいとの質疑に対しまして、経営は周辺の人口が少ないので厳しいですが、運営方法いかんで可能であると思っております。運営母体を行政が行うのか、ＮＰＯが行うのか、また指定管理者を公

募するのかで変わってくると思います。観光目的とすれば熊野古道もあり、町が進めるスポーツ合宿での利用なども考えられますし、ご意見をたくさんいただいておりますので、事業費等も検討しながら進めていきたいと思っておりますとの答弁でありました。

以上で、企画課所管分についての審査を終了いたしました。

次に、税務課所管分についての審査を行いました。

三重地方税管理回収機構の負担金 237万 3,000円の内訳を聞きたいとの質疑に対しまして、負担金 237万 3,000円の内訳は、均等割10万円、移管件数割１件につき14万円の15件分を計上しております。また徴収実績は徴収金の10％でありますとの答弁でありました。

また、回収機構の過去の実績を聞きたいとの質疑に対しまして、21年度は６件を移管し、５件 317万 4,400円を徴収し、負担金は 121万 3,000円でありました。平成22年度は２件を移管し、 173万 9,335円を徴収し、負担金は42万 4,000円でありましたとの答弁でありました。

以上で、税務課所管分についての審査を終了いたしました。

次に、危機管理課所管分についての審査を行いました。

質疑では、避難路整備７箇所のうち、萩原台の避難路は住宅団地の一番上の道路法面なのか、また佛光寺裏は既存の道路を改修するのかとの質疑に対しまして、そのように計上しておりますとの答弁でありました。

また、防災訓練ですが、日時を予告しての避難訓練は見直してはどうかと、熊野市では去年から日にちのみを予告して実施しております。そのほうが実施の避難にかかる所要時間の把握ができると思いますがとの質疑に対しまして、今年度についても、そのような意見をいただいておりましたが、平成24年度については、そのような形での実施に向けて自主防災組織と話し合いをしたいと考えておりますとの答弁でありました。

以上で、危機管理課所管分についての審査を終了いたしました。

以上で、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算に関する、総務財政常任委員会所管関係の審査は、すべて終了いたしました。

討論に入り、反対討論なく、賛成討論として、賛成いたしますとの賛成討論がありました。採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果について、報告を終わります。

平野倖規議長

　次に、教育民生常任委員長　玉津充君。

玉津充教育民生常任委員長

　平成24年３月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

　去る３月８日、午前９時30分から委員会室におきまして、委員全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長、及び職員の出席がありました。

　本委員会に付託されました案件は、議案第２号　紀北町総合支所条例の一部を改正する条例ほか条例改正議案７件と、議案第13号　紀北町集会所の指定管理者の指定について、及び、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）ほか特別会計補正予算３件、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算ほか特別会計予算３件、請願第１号　公的年金制度の改悪に反対する意見書を求める請願書の、以上17件の審査です。

　それでは、審査した議案順に経過と結果について報告いたします。

　最初に、議案第２号　紀北町総合支所条例の一部を改正する条例の審査を行いました。質疑に入り、これは出張所が移ったときに地番を変えていなかったということですかとの質疑に、三野瀬出張所のことだと思いますが、これは平成６年に三浦公民館が建設され、そのあと、ここで取次所のような形で業務が行われてました。三野瀬支所は、健診や献血等で利用されており、合併後もその状態が続いていましたが、その後、施設の老朽化により、使用できなくなったこともあり、合併後６年が経過した中で、地域の皆さんも三浦公民館イコール三野瀬出張所と認識されていますことから、今回の改正に至りましたとの答弁でした。

　討論に入りまして、討論なし、採決に入りまして、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

　次に、議案第４号　紀北町集会所条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

　質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

　次に、議案第７号　紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

　質疑に入り、30ページの附則で、この条例は平成24年９月１日から施行するとありますが、この日になった理由を説明願いますとの質疑に、福祉医療費の受給対象期間は所得判定が必

要ですので、９月から翌年の８月までの１年間になっており、県条例も９月からとなっていまして、それに合わせているためですとの答弁でした。

討論に入りまして、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第８号　紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、老人ホーム赤羽寮を町長はどのようにすると言っていますか。あのまま使うのですか、建て替えるのですか、との質疑に、以前から老人ホーム赤羽寮については、町長ももう少し様子を見たいということです。10年ぐらい前に答申を出してから、ユニット型や耐用年数など事情が変わってきていますので様子を見たいということで、議会でも答弁しているところですとの答弁でした。

討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第９号　紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、反対討論はありませんでした。賛成討論もありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第11号　紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、教育集会所５箇所が片上、此ヶ野、島地、志子奥の４箇所になったのですか。また志子奥教育集会所以外の教育集会所はどのように残っているのか、志子奥教育集会所が今回、集会所に変わる理由についてお伺いしますとの質疑に、志子奥教育集会所を今回条例から削除しますが、此ヶ野教育集会所、島地教育集会所、片上教育集会所、見千代鼻教育集会所の４箇所です。志子奥教育集会所は昭和53年の２月に完成しました。34年が経過しています。鉄骨造り２階建て面積は 195㎡です。今まで教育集会所として活用してきましたが、老朽化が著しく、修理を続けながら使用してきました。しかし、修理ができない外部の階段は放置されていたことと、集会部分が２階にあるということにより、高齢者が利用しにくい構造になっていたため、今回、新しく集会所を建設したと聞いていますとの答弁でした。

教育集会所から今回、集会所に変更になり、管轄する課も変わります。普通に考えれば教育集会所は教育集会所として残すものだと思いますが、利用方法は同じだとしても、教育集会所を集会所に変更して建設する理由を教えていただきたいとの質疑に、今回、集会所を建

てるにあたり、昨年３月予算可決後に教育集会所を集会のできる新しい施設を建てたいという財産処分申請を文部省科学省に提出しました。教育集会所自体を取り壊すことについては集会ができる、料理教室ができるというような、今後、建設する集会所が教育集会所とよく似た性質を持っていれば、財産処分してもよいというのが適化法の改正により可能になったため、今回、教育集会所を財産処分し、集会所を建設しましたとの答弁でした。

討論に入りまして、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第12号　紀北町立公民館条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

質疑に入り、公民館の利用方法については各公民館差もあると思いますが、尾鷲市の公民館はコミュニティー化しました。紀北町の公民館をコミュニティー化した場合、維持管理も含めてどのようになりますか。尾鷲市のコミュニティー化した公民館の管理費用についてはどれぐらいですか。また、どのように費用を捻出しているのか、わかれば教えていただきたいとの質疑に、尾鷲市のことに関して調査いたしていませんとの答弁でした。

矢口公民館の施設の実態はありますか。昔は小学校体育館の一室を公民館として指定し、公民館活動は集会所で行っていたように記憶していますが、現在も体育館の一室を公民館として指定していますかとの質疑に、矢口小学校体育館２階の倉庫になっているようなところを公民館として併設させていただいています。現状は今、委員が言われたとおりですとの答弁でした。

討論に入りまして、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第13号　紀北町集会所指定管理者の指定についての審査を行いました。

質疑に入り、集会所の管理は区が委託するような形で行っていたが、正式な取り決めがなく、今回、連合自治会に指定管理を任せるということですが、集会所条例に基づいて自治会に管理をお願いすることになると思いますが、例えば利用料金などの自治会と区の間の取り決めはどうなりますかとの質疑に、集会所条例の別表には使用料金を定めていますが、その範囲内で料金を取ってもいいことになっていますので、範囲内であれば従来どおり問題はありませんとの答弁でした。

今回の指定管理により、自治会から区へ管理についてどのような話がなされるのですか。例えば、利用時間については条例では８時30分から21時30分までと決められていて、町長が必要と認めるときは変更できるとあります。指定管理者が町長に代わり変更することができ

るのでしょうかとの質疑に、指定管理にあたっては基本協定書に基づいて管理をお願いするということになります。詳細等については連合自治会の両区の総会で説明する予定です。指定管理者は町長に代わって管理することになりますので、利用時間の変更は可能だと思いますとの答弁でした。

条例から逸脱するような使用だけは避けていただきたいと思いますが、そのあたりはいかがですかとの質疑に、条例に記載されている目的の範囲内で使用することになっています。これまではこのような話を区にする機会がありませんでした。今後、条例及び協定書の説明をしていく中で、周知していきたいと思いますとの答弁でした。

討論に入りまして、討論はありませんでした。採決に入りまして、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）の住民課分の審査を行いました。平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）、住民課分については、ほかの課と重複しているので、審議に入る前に課長から内容説明がありました。

質疑に入りまして、質疑はありませんでした。

次に、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号)、福祉保健課分の審査を行いました。質疑に入り、質疑はありませんでした。

次に、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号)、環境管理課分の審査を行いました。質疑に入り、物品売払収入が 119万 9,000円の増額になっており、当初予算では 200万円でしたが、どういう理由で増えたのかという質疑に、物品販売収入の資源ごみの分で増えました。毎年、当初予算で 200万円を計上しており、実績は平成21年度で 253万円、22年度で 462万円、23年度は12月まで約 300万円ぐらいでしたので、決算見込みを立てまして 119万 9,000円の増額をお願いしたものですとの答弁でした。

毎年 300万円とか 400万円の収入があるのに、 200万円しか当初で計上していなく、補正予算で計上しているのは、当初の予算に問題があるのではないですかとの質疑に、資源ごみの単価入札を４月と10月に行い単価契約するのですが、そのときに単価の増減がありますので、安全な額として 200万円で計上してますとの答弁でした。

委員から、今後はある程度の単価の傾向を見て、当初予算に計上することも考えるよう提案がありました。

また、資源ごみの何の単価が上がったのかとの質疑に、平成23年度後期と、平成22年度後期の単価の比較で、アルミ缶だけ１kg当たり 6.3円上がりましたとの答弁でした。

次に、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号)､学校教育課の審査を行いました。質疑に入り、46ページの奨学金の返還状況の推移について、滞納はありますか、あったらどのように対応していますかとの質疑に、奨学金返還金の滞納については、平成22年度決算において滞納があります。対応としては口座振替えによる納入を進めており、金融機関での窓口支払いを省けるようにしています。次に、戸別訪問を行って個々に話をし、家庭の状況に応じ分納等の対応をしています。これらを文書、電話などでも連絡し、滞納整理に努めていますとの答弁でした。

平成22年度を締め切った時点での滞納の総額はいくらですかとの質疑に、平成22年度決算においては 709万 9,600円ありますとの答弁でした。

次に、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号)､生涯学習課分の審査を行いました。質疑に入り、質疑はありませんでした。

以上で、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）の当委員会所管分の審査は終了いたしました。

討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案の当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第20号　平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）の審査を行いました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第21号　平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の審査を行いました。

質疑に入り、後期高齢者医療制度の見直しの流れはどうなっていますかとの質疑に、先月29日に出席しました国保連合会の総会の中で、政府は２月17日に消費税増税を柱とする社会保障と税の一体改革大綱を閣議決定したとの報告がありました。後期高齢者医療制度については賛否両論あり、知事会においては、このままでいいという意見があると聞いています。制度の見直しについては、ある程度の方向性は示されているものの、まだ時間がかかるように思われますとの答弁でした。

討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第22号　平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）の審

査を行いました。

質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、平成24年度紀北町一般会計予算、住民課分の審査を行いました。

質疑に入り、48ページの出張所管理事業で、赤羽出張所が老人ホームへ移る予算ですが、移転前と移転後では経費にどのような差が出ますかとの質疑に、嘱託職員賃金が１名で、年間 190万円ほど削減できます。浄化槽維持管理費がこの科目では削減できますが、旧出張所は公民館として残りますので、予算はそちらのほうに計上されるため、町としては増減がありませんとの答弁でした。

53ページの住民基本台帳ネットワークシステム運営事業で、これは住基ネットのことだと思いますが、これだけの費用をかけているその実績はどうなっていますかとの質疑に、住基カードは思うようには普及していないと思います。今の時期は確定申告にｅ－ｔａｘを利用されている方の新規作成、更新があります。この費用 220万円につきましては国の施策のため、ある程度交付税が算入されます。高齢者の方で身分証明となるものを持っていない方が、新規に写真付きの住基カードをつくって身分証明書とされるケースがあります。発行枚数的にはまだ広がりが少ないと感じていますとの答弁でした。

なかなか普及しない原因に、メリットが少ないということがあると思うのですが、住基カードを持つことによるメリットを教えていかないと普及しないと思います。今後の普及対策はありますかとの質疑に、ｅ－ｔａｘで申告すると 5,000円の控除があるというメリットがありましたが、今でも金額は減りましたが、あるようです。これだけでは普及しにくく、町として何か対策をということはなかなか難しいと思います。国として何か対策をとれば全国的に普及していくと思いますとの答弁でした。

59ページの無料法律相談事業ですが、両区で12回ずつ実施して単価的には１回３万 1,500円ということになりますが、時間制限があるのですか。それと実績を教えてくださいとの質疑に、実施時間は13時30分から16時までとなっていて、事前予約が必要です。１回当たり10件までとしています。平成22年度実績は海山区で34件、紀伊長島区で37件、計71件の相談がありました。23年度は12月末実績で55件となっています。相談終了時にアンケートを実施しており、大半の方から満足したとの回答を得ています。今後、機会があれば利用されますかという問いに対しても、利用したいが65人、利用しないが２人、わからないが18人という結果でしたとの答弁でした。

67ページの一人親家庭等医療助成事業ですが、対象者が 553名と説明を受けていますが、父子・母子・父母なしの内訳がわかっていたらお願いしますとの質疑に、今、資料の持ち合わせがないので、後ほどお渡しさせていただきますとの答弁があり、後刻資料が提出され、配付しました。

67ページの乳幼児医療費助成事業ですが、これは町単独事業ではなく、県の事業に乗ったという解釈でよろしいですかとの質疑に、８月末までの小学生の入院部分についての助成は町単独ですが、９月以降は県の制度と同じ制度になり、県の２分の１助成となりますとの答弁でした。

県の施策以外の新たな町の施策はありませんかとの質疑に、町長としてはこれで十分とは考えておらず、今後も引き続き協議していくと聞いてますとの答弁でした。

67ページの一人親家庭等助成事業で、この助成に関する審査はどこでするのか。また、生活保護はどこでするのかとの質疑に、一人親家庭については住民課で判定し、生活保護については福祉保健課が申請窓口となっていますとの答弁でした。

一人親も生活保護も住民課が所管するような感じがしますが、ほかの市町でも同様に住民課や福祉課で分けて行っていますか、福祉課と住民課が一緒になっているところもあるんじゃないですかとの質疑に、生活保護は福祉保健事務所が担当しています。一人親家庭等医療費の福祉医療費については、紀北町では国保を担当している住民課が担当していますが、福祉関連部署が担当している市町もありますとの答弁でした。

次に、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算、福祉保健課分の審査を行いました。

質疑に入り、60ページの身体障害者福祉費で新規事業を含め、障害者総合支援センター設置事業と、障害者地域生活支援事業の説明がありましたが、再度説明をお願いしますとの質疑に、障害者地域生活支援事業ですが、個別計画に伴う必要が生じたモニタリングや作成についてどうだったかというような施設へ入所する方のことについて、支払う金額や在宅での生活が対象となった方が本事業に含まれていて、施設に入った方の負担費用が新しく入っています。地域総合支援センター設置事業ですが、障害者や保護者、介護者の相談に応じて情報の提供や施設の紹介など便宜を図り、障害者が地域で自立した生活や社会生活を安心して営むことができるようにということで支援する事業です。この事業に関しましては、尾鷲の障害者総合相談支援センター「結というところが委託事業として請け負っていますとの答弁でした。

62ページの老人福祉総務費の消耗品の中で、キットを配布していくということですが、金

額を言われていなかったので教えてください。緊急通報装置事業で 605万 5,000円をあがっていますが、現在の状況としては設置状況は何点ぐらいあって、今後どういう方向で行おうとしているのか教えてくださいとの質疑に、キットに関しては金額は42万円になります。緊急通報装置に関しては海山区が94台、紀伊長島区が 102台で、緊急事態に24時間対応するということで、高齢者の安否確認を兼ねて行っています。要望があればその都度対応していきたいと考えていますとの答弁でした。

64ページの工事請負費で、課別説明時に地下貯蔵タンク油圧計設置工事を老人ホームで91万 3,000円出てますが、これは次の介護のほうでも出ているように思いますが、当初でこの予算はどういう部分で使われるのか説明をお願いしますとの質疑に、地下タンクと屋根の改修で、今回予算を計上しました。養護と特養のほうで４割、６割の負担割合で計上していますので、介護サービス事業のほうも出てきますとの答弁でした。

70ページ、予防費の中で、健康増進事業の自殺防止関係でパンフレットの印刷など、51万 5,000円出ています。これは歳入でも補助金が 100万円ほど出ていますが、どういうふうなパンフレットでどういう内容か詳しく説明をお願いしますとの質疑に、健康増進事業 213万 7,000円の中に 108万 5,000円が自殺対策事業として予算を計上しております。この中にパンフレットなど消耗品が入ってますとの答弁でした。

キット配布は42万円ということですが、何台、どういうところに配布して、どのように活用していくか、詳しく説明してくださいとの質疑に、75歳以上の一人暮らしの人を対象に、対象者は平成22年度の国勢調査で 840人います。予算は少し余分をみていますが、安否確認や日常の状況を把握するために、職員や民生委員、ケアマネージャー、地域包括支援センター職員が、高齢者の対象宅を訪れ、キットの中に服薬や緊急時に誰に連絡すればよいかなどの情報を入れて保管するという事業ですとの答弁でした。

61ページのじん臓機能障害者通院交通費補助事業については、人数は、急に亡くなったりすることがあると思いますが、予算的には前年度並みですか。最近の状況、増減はどうでしょうかとの質疑に、特別に増えているわけではありませんが、横ばい、増えたり減ったりしています。予算的にはそれほど違っていないと思いますとの答弁でした。

62ページの配食サービスですが、安否確認を含めてということですが、最近の事例、過去１年間の事例でも結構です。配食サービスをしながら、いろいろ声かけもしていただいていると思いますが、事故はなかったのですかとの質疑に、事故等は聞いていませんが、昨年は小物を売る業者さんが、それぞれの地区に行っていましたが、それが止めたということで、

少し配食サービスを利用される方が増えて、昨年は補正を行いましたとの答弁でした。

放課後児童クラブのところで、対応事業ということで児童送迎事業補助金、以前にも聞いたことがあるかも知れませんが、送迎とはどのような形の送迎だったか確認したいのと、地域支援事業の中の任意事業の家族介護者の集い実施委託料ということで、 117万円がついています。それの委託先を教えてくださいとの質疑に、放課後児童クラブの送迎は長島と海山でそれぞれ行っていますが、学校から放課後児童クラブへ連れていく送迎ということで、帰りはそれぞれの父兄が迎えにきます。行きだけそれぞれ学校が違いますので、相賀の多目的広場で今やっているわけですが、そこへ連れてくるという格好で、矢口なら矢口、引本なら引本へ迎えに行くという送迎であります。それと家族介護者の集いは、地域包括支援センターの事業ですとの答弁でした。

59ページの紀北広域連合運営事業で、一部事務組合の負担金の尾鷲市と当町の負担割合を教えてくださいとの質疑に、それぞれ事業が一般会計、介護保険事業、授産施設事業などいろいろあり、その中で一般会計と介護保険の関係は、尾鷲が51.8%、紀北町が48.2%、この率でそれぞれ負担金を算出しています。それから授産事業などほかにもありますが、入所割合の、例えば作業所に30人いたら、紀北町から18人行っていて、尾鷲市から12人なら、30分の18とか、30分の12というような率で算出しています。向井工房についても、今のところ20人ですが、尾鷲のほうが多く、紀北町からは２、３人行っているので、20分の18とか20分の２と算出していますので、それぞれ率が違うところがありますとの答弁でした。

66ページの放課後児童クラブ対策費で、放課後児童クラブに何人利用しているのかとの質疑に、現在、登録児童数の毎日、実際みえている数と違います。登録児童数は海山区36名、紀伊長島区11名で、その中で夏休みの７、８月に海山区36名、紀伊長島区11名来ています。毎月の数字になりますと、海山区15名、紀伊長島区３名、以上のような数字になってますとの答弁でした。

次に、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算、環境管理課分の審査を行いました。

質疑に入り、ごみ減量化推進事業の中で、生ごみ処理機購入費助成金で５台分、15万円の予算がありますが、今までの助成実績と今年度予算の５台分にした理由を教えてくださいとの質疑に、生ごみ処理機の助成金の実績は、平成19年度１台、20年度２台、21年度１台、22年度が１台です。コンポストが平成19年度１台、20年１台、21年１台、22年ゼロで、23年度は今のところ生ごみ処理機１台に対して助成をしていますとの答弁でした。

ストックヤード建設事業の中で、工事請負費１億 5,003万 4,000円がありますが、この関

連についてお聞きします。このことは本会議で１億円ぐらいかかるということを聞きましたが、この違いはどういうことでしょうか。今回の約１億 5,000万円のうち、どの部分が煙突の解体で、どの部分がどんな工事なのか、内容説明と、仮にこの予算が執行された場合に、基本的には地元の業者で工事を受けてもらうのが一番いいと思いますが、誰でもできる工事ではないと思いますので、地元業者の中で資格を持っている業者があるのか、もし入札になったらこの専門的な工事の入札には何社ぐらい業者を予定しているのかという説明をお願いします。もう１つは、財源は国の補助金で 4,846万円ぐらいと思いますが、ほかの財源内容の説明と、本会議で 100㎡ぐらいの建物を建てるという説明がありましたが、これはストックヤードの倉庫と思いますが、この工事については、今回の工事請負費の中に入っているのですかとの質疑に、本会議で１億円という話をしたと思いますが、これにつきましては、三重県下の自治体の旧焼却施設の解体実績であり、循環型社会形成推進交付金をいただくために算出した数字です。全体事業が 9,000万円、ストックヤード建設に 1,000万円というふうに聞いています。入札については本会議で説明したと思いますが、焼却施設の解体にあたり、ダイオキシン類とアスベストへの配慮が法的に義務づけられていますので、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に基づき、入札業者の選定をしなければならなく、こういったことを踏まえても、現在、入札については業者の選定についても検討中です。三重県において伊賀南部の環境衛生組合が伊賀南部清掃工場の解体工事を平成22年度に行いましたので、そこの資料を取り寄せて検討中です。財源内訳ですが、国庫支出金の循環型社会形成推進交付金が 4,846万 2,000円、合併特例債の一般廃棄物施設ストックヤード建設事業債で１億 220万円、一般財源が 543万 9,000円でございます。次にストックヤードの関係ですが、今回の予算を認めていただき、解体をしてから平成25年度で建設をしたいという計画を立てております。このストックヤード建設は今回の工事請負費の中に入っておりませんとの答弁でした。

工事請負費の１億 5,000万円の内訳の部分が説明漏れをしていたので説明をという質疑に、工事請負費の内容ですが、安全対策、汚染物除去、排水処理設備、解体廃棄物運搬、調査分析等では約 6,300万円、解体工事費が 4,700万円、あとは共通仮設費となりますとの答弁でした。

本会議で１億円という数字が出ました。先ほどの説明では 9,000万円と、ストックヤード 1,000万円ということで、その 9,000万円についても煙突だけじゃなく、すべてを含んだ金額ですね。以前は１億円で煙突を解体すると言っていたのに、今は約１億 5,000万円かかっ

ているのはなぜか。高くなっているので、何でという話が出ているので、そこのところをきちんと答弁して誤解を招くようなことはやめてほしいとの質疑に、先ほど言っていた 9,000万円というのは煙突やすべてを含んだもので、県下の自治体の解体実績ですので、今の１億 5,000万円との対比にはならないと思いますとの答弁でした。

不燃物処理施設使用料について、紀伊長島不燃物処理場のことですが、使用料は２ｔ車ならいくら、４ｔ車ならいくらと、その単価を教えてください。特に持ち込まれる不燃物というのは、どういったものになるのか。また、どのように現地で確認をとっているのか。仕分けをしていると思いますが、一般廃棄物の中でも瓦とか木屑とか、プラスティックとかいろんなものがあると思いますが、分別表はあるのか。なぜこういったことを聞くかというと、今までも持ち込まれている状態だと思いますので、今年いっぱい容量が持たないような気がします。紀伊長島不燃物処理場の地元との使用期限はどれぐらいですかとの質疑に、紀伊長島不燃物処理場の使用料ですが、最大積載量 500kg以下の車両１台につき 1,100円、最大積載量 500kgを超え 1,000kg以下の車両１台につき 2,100円、最大積載量 1,000kgを超え 2,000kg以下の車両１台につき 4,100円、最大積載量 2,000kgを超える車両は１台につき 4,100円に最大積載量 1,000kgまでに 2,000円を加算しています。持ち込まれる種類についてですが、瓦、少量のがれき、不燃物粗大ごみ等になっています。分別表はありません。使用期限については平成25年３月31日までとなっていますとの答弁でした。

今の紀伊長島不燃物処理場のことですが、海山不燃物処理場は使用期限はあるのですかとの質疑に、海山不燃物処理場には使用期限はありませんとの答弁でした。海山不燃物処理場には使用期限がないということで、あとどれぐらい受け入れができるのか。次に先ほどの説明で２ｔ車まで 4,100円、２ｔを超える部分については１ｔにつき 2,000円プラスされるということは、４ｔ車であれば 8,100円ということですね。このことから見ても、使用料は車両で分けていると判断していいのですね。トラックスケールもないのに車両をどう判断しているのですか。あと分別表がないことは問題だと思うが、これは何でも受け入れるということですかとの質疑に、海山不燃物処理場については５年から10年ぐらいは受け入れ可能だと思います。使用料についてのトン数につきましては車両で判断しています。分別については入り口の門のところに看板が設置されており、がれき等の種類が記載されていますとの答弁でした。

海山不燃物処理場は５年から10年ぐらい受け入れ可能と言っていますが、旧海山町時代に海山不燃物処理場もいっぱいになってきたので、用地を確保したと思いますけど、その当時

に20年先を見据えて用地を購入したのでしょうか。例えば紀伊長島区不燃物処理場が今年度でいっぱいになったとして、紀伊長島区の分が海山区へ流れたら５年から10年も持たないと思いますし、何のために海山不燃物処理場の用地をその当時に購入したのでしょうか。使用料が車両で分けているとするなら、台帳には何トン車何台というふうに記帳されているのですか。それならば単価の決め方も変えてはどうですかとの質疑に、管理表をつくっていまして、何トン車何台というふうに記帳しており、業者名も記入しておりますとの答弁でした。

不燃物処理の単価表と管理表、そして分別の実施についての表の提出を求め、会議終了後、資料提出がされました。

生ごみ処理機の助成についてですが、私も使用したことがあります。例えば、購入したら助成する、そして各家庭で堆肥をつくる、それを畑で使う人もいれば、それを市町村が回収したりもする、そして肥料を売って収入になるようにすれば、コンポスト代も町で負担できるし、つくった肥料も町で買い取るようにすればどうかなと思いますが、こういったことを他の市町村でやっているところを知っていますか。このようなことをやっていけば、ごみ減量化につながっていくと思いますとの質疑に、鳥羽市では生ごみ堆肥化施設があるのは知っていますが、委員の言われたことをやっている市町村については把握していませんので、今後、調べていきたいと思いますとの答弁でした。

生ごみはどういったものがありますかとの質疑に、各家庭で料理をしたときに出る野菜の端切れや魚のあらなどがありますとの答弁がありました。

煙突の解体についてですが、先ほどの説明で理解できなかったので、１億 5,610万 1,000円の内訳を教えていただきたい。また、内訳表もあればもらいたい。本会議でも質疑があって、この委員会でもわかりにくかったので、きちんと教えていただきたい。もう１つは、長島不燃物処理場ですが、昔に結構苦労して、あの場所に受け入れをさせてもらった経緯があると思います。使用期限の平成25年３月までしか受け入れをしてくれない可能性が強いと思います。もし、海山区にそういった用地があるのなら、それに持っていくことができればいいのですが、紀伊長島不燃物処理場は本当にいっぱいなんですか。いっぱいなら早急に対応していかなくてはならないと思いますがとの質疑に、今、受け入れている少量のがれきなどについて、今後見直しを行い、また名倉区にもお願いしなければならないと思っています。また、１億 5,610万 1,000円の内訳については、概算の数字になりますので、あとで提出させていただきますとの答弁で、会議終了後、資料提出がありました。

次に、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計、学校教育課分の審査を行いました。質疑

に入り、 105ページ、学校建築費の工事請負費について。

平野倖規議長

委員長、ちょっと待ってくれますか。

平野倖規議長

ただいま説明中ですが、11時20分まで暫時休憩させていただきます。

（午前　11時　07分）

平野倖規議長

休憩前に引き続き、再開します。

（午前　11時　21分）

平野倖規議長

教育民生常任委員長　玉津充君。

玉津充教育民生常任委員長

次に、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算、学校教育課分の審査を行いました。質疑に入り、 105ページ、学校建築費の工事請負費について、全員協議会で説明がありましたが、工事請負費、校舎、屋内運動場等で４億 5,545万円と出ていますが、口頭でグラウンドの話もあったと思います。基本的にはグラウンドの改修工事も一緒にしないと、あとからでは事業の妨げになると思います。その点について確認、説明をお願いしますとの質疑に、４億 5,545万円の内訳について、校舎、屋内運動場の改築には３億 9,480万円です。また、グラウンド整備等改修工事においては 6,065万円が入っています。このように校舎、屋内運動場の改築にあわせまして、グラウンド整備も同じように工事を進めていく予定になっていますとの答弁でした。

グラウンドについては、以前は非常に水はけの悪いグラウンドでした。今回、整備を行うのであれば水はけが良いよう工事をやっていただけると思うのですが、その点いかがですかとの質疑に、確かに、現在のグラウンドの水はけが悪いことは承知しています。対応としてはグラウンドに暗渠排水管を埋設し、砕石、山土等を入れ整備する予定となっています。この暗渠排水管に水が流れ処理されますので排水が良くなり、水はけが良くなると思いますとの答弁でした。

手数料 797万 1,000円について、移転のときの手数料と聞きましたが、これは学校の先生だけでやるのか、外部業者を入れて行うのか、確認をお願いしますとの質疑に、引っ越しについては引っ越し業者にお願いする予定になってます。机、椅子等、パソコン、プリンター、金庫、ピアノなど多くの備品があり、当然、先生方も手伝いをすることになると思いますが、これらを引っ越しの手数料として見ています。また、給食備品の処分手数料等も含まれています。ただ、給食備品等においては使用できる備品はそのまま新校舎に持っていったり、ほかの学校で使用できるものについては入れ替えを行う予定ですとの答弁でした。

102、 103ページ、ＡＬＴ事業について３年限度ということでしたが、私としては外国語の先生は不足していると考えており、今後、３人、４人と外国語の先生を増やす方針はありますか。また、ＡＬＴ事業における考え方を教えてくださいとの質疑に、現在、ＡＬＴは町内で２名配置しています。ＡＬＴ外国語指導助手の主な業務内容ですが、外国語を用い、楽しさの体験、外国語を聞く、話すなど子どもたちにコミュニケーションを図ることの楽しさを教えています。紀伊長島区１名、海山区１名を配置していますが、現在のところ増員する予定はありませんが、仮に増員するようになれば理事者と相談したいと考えてますとの答弁でした。

ＡＬＴの派遣を行うにあたり、窓口があると思いますが、増員については可能ですかの質疑に、外国青年招致事業、ＪＥＴプログラムというもので総務省、外務省、文部科学省の協力のもと行っている事業です。紀北町は２名の派遣要望をし、派遣されています。これが３名、４名ということでしたら、財政的なこともありますので、できるかどうかについては検討していきたいと思いますとの答弁でした。

紀北中学校の改築事業について、やはり水の心配が大きいと思います。裏の墓のところを通って逃げるにしても高速道路に行くまでの道などの整備については、きちんと考えてますかとの質疑に、避難路は指摘のとおり、以前、草が非常に生えていて、実際の避難ができるかどうかといった問題がありました。現在は草刈り等を行い、子どもたちがスムーズに避難

できるように維持はしていますが、今後、紀北中学校が完成しましたら、避難路の整備も必要になってくると考えています。ただ現在では、個人の用地を了解を得て使わせていただいている状況なので、今後、地権者の方と協議も必要になると思いますとの答弁でした。

建設も始まっており、移転も残り数カ月に迫っています。これまでに避難路の整備も済ませておく必要があると思います。ほかの課との一般財源の兼ね合いもあると思いますが、早く取りかかっていただきたいと思いますとの質疑に、避難路の整備については、子どもたちがより早く、高いところへ避難できるよう、まずは現状整備をしていきたいと思います。また、個人の土地の部分については、所有者から貸していただいている状況ですので、これを今後、町のほうで用地取得する方向であれば、交渉が必要であると考えてます。現状について

は、校舎裏へすぐに避難が可能となるよう整備していきたいと思います。議員の要望を踏まえ、理事者と早急に相談させていただきたいと思いますとの答弁でした。

101ページの奨学金について、24年度で大学生15名、高校生５名の新規貸与枠の金額が入っています。これは実績か予定者かどちらかですか。また、ＡＬＴについて地元の語学、英語などに明瞭な方を採用する考えはありますかとの質疑に、奨学金については大学生15名、高校生５名を予定しています。現在、新規貸与については募集中で、４月中旬ごろに締め切って審査、貸与する流れです。現時点においては何名になるかわからない状況です。ちなみに23年度では４名、22年度で６名、21年度では14名の申し入れがあり、貸与している状況です。また、過去10年間において10名を超えた年は５年あります。残りについては、今年度のような状況です。ＡＬＴの地元の採用ですが、今後、教育長、理事者と相談していきたいと思いますとの答弁でした。

東小学校のフェンスの改修を行ったり、階段が狭い問題を、現在対応していると思いますが、予算はどこで支出していますかとの質疑に、危機管理課の予算で対応していますとの答弁でした。避難すべき屋上への階段を止めたり、フェンスを撤去したことについては、学校教育課のミスであると思います。

また、進捗状況については把握されていますかとの質疑に、先日、業者がフェンスを張っていたところを確認しておりますとの答弁でした。

次に、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算、生涯学習課分の審査を行いました。質疑に入り、成人式のあり方について、問題を持ってます。多大な保護者の皆さんが多額のお金をかけて着物をつくり、東京、大阪など遠方から帰省する人もいます。その式典にふさ

わしい内容なのかどうか疑問を感じています。海山町時代では門出にふさわしい琴の演奏や教養と知識を持った講師をお招きし、お話をいただくなど、格式の高い成人式でありました。合併後はおもしろ、おかしい成人式になってしまっているように感じます。県議の話は必要ないと思います。それよりも教養のある方の話や、芸術の演奏等を行う式に変えていただきたいです。教育長を交え検討をお願いをしたいと思いますがとの質疑に、成人式のあり方については協議しています。現状としては今のような式典を開いています。今年は一部の成人が騒ぐなどあり、反省もしています。成人式を実行するにあたり、町主催でありながらも実行委員として成人者を選出し運営を任すなど、いろいろなやり方があります。町の成人を祝うというのが第一目的ですので、その点も踏まえ、今後、協議していきますとの答弁でした。

引本公民館についてですが、人口が減少しているにもかかわらず、公民館での活動が非常に充実してきています。非常に誇れるものだと思います。しかし、駐車場がないという部分で、路上駐車をしている方が増加しているという問題が出てきています。公共の建物で行う公民館活動に参加している方が、路上駐車をしているという現状を放置しているのは良くないのではないかという声があります。近くの空き地などを買収して、駐車場にしていただきたいという意見を聞きます。このことについても前向きに検討していただきたいと思うが、いかがですかとの質疑に、紀北町には12館の公民館があります。その中でも引本公民館は地域に密着した活動を続けています。ただ、地域公民館については利用範囲が小学校単位ですので、徒歩、自転車等を利用していただきたいと思います。駐車場用地を買収するということについては、今後、検討させていただくということで、ご理解いただきたいと思いますとの答弁でした。

108ページ、社会教育総務費の町民センター図書室管理運営事業は 216万 8,000円となっていますが、今後、図書室が本庁移転の関係で場所が変わった場合も、この間、構築したシステムは機能しますかとの質疑に、図書のシステムについては、現在、三重電算がシステムを構築しています。仮に場所が変わった場合でもシステムの移動は可能だと思いますとの答弁でした。

114ページ、3目体育施設の中の工事請負費の 300万円についてです。これは紀伊長島体育館の防水工事だとお伺いしています。この体育館については建設後、何度か雨漏りがしていて、今でも何度か修理をしていますが、今回で何度目の修理になるのか。また、今回の修理で防水が完成されるのかとの質疑に、紀伊長島区体育館は昭和47年に建築され、40年が経過しています。今回で何度目の修理かはわかりません。特殊なガラス張りの構造により、雨

漏り等修理の回数が多かったと、私も記憶しています。今回、雨漏り箇所については4箇所確認しています。委員の言われるように、昨年の台風から漏水等雨漏りをしています。建設課の技師に見ていただき、1箇所50万円で概算要求をしています。4箇所で 200万円、あと 100万円については修理箇所が高い場所にあり、現場を見てみないとわからないため、 100万円を上乗せしましたとの答弁でした。

図書館の件ですが、システムの件については、これまでの説明でよくわかりました。当町にある図書館は照明、スペースについて余裕がなく、昔風の図書館だと言ってもいいぐらいだと思います。尾鷲にも中央公民館に図書館があり、スペースがあり、子ども連れで行きやすい図書館になっています。当町の図書館は町民センターの3階にあるなど、住民の方が利用しにくい図書館ですので、本庁移転に伴い照明、空間的なものなど、現代風の図書館らしく改修してもよいのではないかと思います。子どもたちのためにも、今後、図書館を現代風のものに移行していく考えを持っているのか、意見を聞きたいとの質疑に、私ども担当者も社会教育委員もそのあたりを大変心配していまして、庁舎移転があり、空き家が出た場合には町民センター図書室の場所を優先して検討していただくように、町長に陳情しています。紀伊長島区の多目的図書室に関しても、以前から図書の重量に建物が耐えられないという心配もありますので、その辺についても今後検討していきたいと思いますとの答弁でした。

113ページの体育施設費、海山グラウンド管理事業のことでお聞きしたいと思いますが、海山グラウンドにＡＥＤの設置を予定していますが、設置場所は三重交通へ委託するのですか。最終的にはどこへ設置することに決定しているのであれば、お聞きしたいとの質疑に、海山グラウンドのＡＥＤの設置場所については、昨年協議しました。海山グラウンドには管理棟がないため、隣接する三重交通海山営業所に設置の依頼をしました。三重交通ではすでに設置することへの了解はいただいていますので、現在、ＡＥＤを設置するという方向で進めていますとの答弁でした。

ＡＥＤの設置が決まった際には、グラウンドを使用する方に的確にＡＥＤの保管場所の周知をしておいてください。海山グラウンドの管理としては、昔から植えられている周辺部の立木が折れて倒れたままになっています。グラウンド内に関しては多くの団体が使用しているため、整備が行き届いているように感じるが、周辺部は管理がされていません。管理事業として町が管理するのであれば、周辺部にも目を向けてほしいものです。町が管理するグラウンドで周辺部が荒れているような状態では、気持ちのよいものではないと思います。管理するのであれば、もう少し予算を上げてでもしっかり管理すべきではないでしょうかとの質

疑に、海山グラウンドの管理については、使用団体が整備用具を持ち寄り、約50名の方が年に２回ほど整備を行っています。そのお陰でグラウンド内については整備が行き届いています。しかし、国道沿いやテニスコート付近の杉の木に関しては、なかなか手が回らないのが現状です。施設整備については過疎計画にあげてありますが、今後については町長にお話しながら、生涯学習課も頑張っていきますので、少しお待ちいただきたいと思いますとの答弁でした。

歳出 109ページの公民館長の報酬についてですが、紀伊長島区７名、海山区４名の報酬は一律ですか。また、公民館に館長室というのは設けられていますか。もう１つは、歳出 113ページ、グラウンドの管理のことで思い立ったことですが、海山グラウンドはドクターヘリの受け入れ場所ではなかったのですかとの質疑に、公民館長については白浦に公民館がありませんので、島勝浦公民館の館長が兼務し、現在、12公民館中11名の館長がいます。海山区の館長に関しては年間１万円の報酬です。紀伊長島区の館長に関しては月 9,000円です。主事についても紀伊長島区は月 7,000円で、海山区は全員嘱託職員です。私ども紀伊長島区の館長と二度ほどお話をしましたが、まだ合意に至ってないのが現状です。業務の内容としては海山区の公民館は主事が常勤のため、ほとんど業務を行います。館長は主事の相談相手という役割です。紀伊長島区は主事も館長同様非常勤ですので、館長と主事が２人で協力し、業務を行います。このような理由から、紀伊長島区の館長は出勤日が多いのです。現在、両区の館長、主事の待遇が同じではありません。海山グラウンドはドクターヘリの発着場となっておりますとの答弁でした。

以上で、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算、教育民生常任委員会所管分についての審議を終了いたしました。

討論に入り、討論はありませんでした。採決に入り、賛成多数、よって本案の当委員会所管部分は、原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第25号　平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算の審査を行いました。質疑に入り、24ページの葬祭費支給事業で、前年度比で 100万円減となっていますが、減額となった理由はなんですかとの質疑に、通常は前年度直近の実績見込み、及び過去２カ年実績の平均により計上していますが、平成23年度実績見込みが極端に大きかったため、平成23年度予算は平成20年度実績を加味したことにより、差が生じてますとの答弁でした。

31ページの国保ヘルスアップ事業ですが、対象者の傾向はどうなってますかとの質疑に、毎年、広報にて参加募集を行ってまして、参加者が少ないと思われる際には、過去に参加さ

れた方や特定保健指導対象者の方に個別に案内しています。増加傾向にあるとは言い難いですが、そのような努力をしていますとの答弁でした。

29ページの高額医療共同事業ですが、高額療養費の請求単位との違いについて教えてくださいとの質疑に、高額医療共同事業はレセプト１件当たり80万円を超えるものが対象となり、高額療養費は１カ月の療養費が限度額を超えたものが対象となりますとの答弁でした。

30ページの特定健診事業ですが、個人負担の無料化はすべての健診にあたるのでしょうか。また、目標受診率が達成できないとペナルティが課せられると聞いていますが、どのようなペナルティですかとの質疑に、無料化は40歳から74歳までの国民健康保険に加入する受診対象者の基本項目、追加項目、詳細項目の健診が無料となります。ペナルティの内容については、目標受診率65％は達成できなかった保険者に対し、後期高齢者支援金の率が引き上げられることなどになり、結果的には保険料にまで影響を及ぼすことになりますが、最近の国の動向ではペナルティを課さない方向で議論がなされているようですとの答弁でした。

健診受診率だけで判断してペナルティを課すのはおかしいと思います。無料化すれば受診率は上がると思いますが、受診をうながす広報も大切だと思いますが、いかがですかとの質疑に、平成24年度予算では受診啓発費用として懸垂幕の作成費や、受診期間後半に未受診者に対する受診勧奨通知費を計上しており、これまで以上に受診啓発に努めていきたいと思いますとの答弁でした。

討論に入りまして、反対討論はありませんでした。賛成討論として、国保の財政運営は大変だと思いますが、健診の受診率を向上させることで、お金の問題ではなく、健康をチェックしていく最良の方法だと思ってますので、予算に賛成しますとの討論がありました。

採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第26号　平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算の審査を行いました。質疑に入り、質疑はありませんでした。討論に入り、反対討論として、後期高齢者医療制度は民主党政権が誕生してから５年以内に見直すと言われていましたが、どんどん延びていき、不透明さが増してきています。この制度を１日も早く前の制度に戻していくべきだと考えますので、予算には反対しますとの討論がありました。賛成討論はありませんでした。

採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第27号　平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計予算の審議を行いました。

質疑に入り、１点目は、歳入で居宅サービス収入で保険者収入と利用者収入の区別を教えてください。２点目は、工事請負費、地下タンク油圧計設置・雨漏り改修工事ということで、一般会計と分かれて出ていますが、この工事内容、基本的には前者議員も言いましたが、老人ホームの改修、建て替えも出ていて、この中でこういう工事をしていくと、前者議員の答弁では、町長は今考えているところという話でしたが、どんどんこういう改築工事をしていくと、今必要なので、こういう工事が必要ということも含めて説明してもらわないと、ただ単に金をかけていくということでは駄目なので、工事内容とそのわけについて説明をお願いしますとの質疑に、介護保険の中で特養は介護保険施設ですので、１割、９割、自己負担が10％、90％が介護保険の保険者と分けております。つまり個人の負担金が１割で、残り９割は介護保険の方のほうで持ってくれますということです。国保の７割、３割と、そのように考えていただいたらよろしいかと思います。２つ目の質問ですが、先ほど課長からも説明したように、地下貯蔵タンク改修整備を行いまして、消防法が改正され、２、３年前に事故があったと思います。地下タンクが漏れていて、土壌が汚染されたというようなことがあり、消防法が改定になりまして、うちのほうのタンクにおいても地下貯蔵タンクの危険物、微小な漏れ感知器を付けなさいということになりました。期日は平成25年１月31日までですので、24年度で計上しました。今現在のタンクの状況は老朽化が進んでいますので、23年度10月現在で40年を経過しているというタンク事情もありますので、消防法改定により、これは必要であるということで計上しています。もう１点、屋根の補修工事ですが、介護の特養と養護の間のコンテナみたいな渡り廊下があります。これが錆びてきて、その部分が雨漏りが酷い。それが養護のほうの部分です。それから特養Ａ棟の１号、２号のところにリハビリ室という大きな部屋、行事をするところですが、上の部分の雨漏りが補修は以前してもらっているのですが、15、16年前の補修ですので、ゴムが劣化してしまって、今回の補修をお願いするところです。との答弁でした。

討論に入り、討論なし、採決に入り、全員賛成、よって本案は、原案のとおり可決するものとして決定いたしました。

次に、請願第１号　公的年金制度の改悪に反対する意見書を求める請願書の審査を行いました。関係課長に出席していただき、紹介議員の趣旨説明のあと質疑に入り、特例水準とマクロ経済スライドという言葉を説明してくださいとの質疑に、特例水準とは、すでに10年前には物価指数の低下を理由とした年金引き下げを、2000年度から３年間、合計 1.7％、高齢者の生活実態と経済の悪影響に配慮して保留し、その年金を特例水準という文言で、今の小

宮山厚生労働大臣が発表しています。マクロ経済スライドとは、年金加入者の減少、高齢者の平均寿命が延びた状態と、さらに社会情勢、日本社会の経済状況を考慮して、年金の給付金額を変動できる制度です。ですから、経済が悪く年金加入者が減り、平均寿命が延びたことで、自由に年金を減らしていけるシステムというか、スライドしていくということであります。以前は物価高騰、賃金の低下などでスライドしていったということですとの答弁でした。

請願項目の中で、無年金者にも給付するとのことですが、この点については、掛けていた方に対してはわかるんですが、無年金者の方にいろいろ事情のある方もあると思うのですが、この項目はどういう立場の無年金者の方なのかとの質疑に、無年金者に対する給付の関係ですが、これについては40年掛けていなければならないが、今度の改悪では40年に１日たりとも欠けていなかったら、無年金になるという厳しい制限をしようとしている。また、もう１つ、国民年金の受給者には国から５割の補助が出ています。そして年金を掛けていない人は何もない。今の生活実態は無年金の人でも年金を掛けている人については50％を補助して、３万円から６万 6,000円の間で年金を受給しましょうということになっていますけど、無年金の人についても助成してあげないといけないんじゃないか、年金を掛けていない人も少なくとも６万 6,000円の一番上の国民年金の半分を受給できるよう、金額においては半額を国が受給して出してあげる。年金は年金加入だけじゃなく、生活苦で出せないという人にも出してあげるべきだという考えですとの答弁でした。

４番目の受給資格期間を短縮した場合、現在の無年金者にも必ず適用することとありますが、これは受給資格期間を短縮しないでくださいということも含めて言われていることですか。もしこれをしてくれるなということを言われているのなら、短縮した場合、こうしてくださいというのでは趣旨がおかしく矛盾しているのではないですかとの質疑に、受給資格期間を短縮せよというのは、先進国、発展途上国でも年金の支給が10年ぐらいという国は何国かあります。40年以上掛けなくてはならないということは、今まで60歳で年金受給が始まっていましたが、65歳まで引き上げられて、今度は70歳までになりますから、当然、受給資格を短くしなければいけないのではないかという要望は、この制度の請願項目の１つではないかと思いますとの答弁でした。

受給資格を短くすることに対して、今回の請願の中には、受給資格期間を短縮しないでくださいよ、できるだけ伸ばしてほしいということも含まれているんじゃないですか。今、紹介議員が言われたのは、受給開始期間の話じゃなかったんですか。受給資格期間を短縮させ

ると、それだけもらえる期間が少なくなるわけで、できるだけそうしないでくださいという請願の中の意味も含まれているんじゃないですかとの質疑に、受給資格の期間を短縮した場合ということですが、資格を短縮してくれたほうが受給を受けやすくなるということですとの答弁でした。

１番、マクロ経済スライドで年々受給額を下げていこうとしているのを止めてください。２番については、60歳からいただけるものを今は65歳になって、そのうち68歳、70歳としていこうという政府の方針、それでは駄目ですよ、引き上げを止めなさいということ。それから、低年金者への加算は支給額が低すぎる。生活保護の方々から比べると半分にも満たないのが現状だと思います。その点の矛盾点を解決せずして、今現在は加算もしようとしていない。それも明確にせず、いわゆる下げたり、受給資格を上げていこうとしているのは矛盾している。これは現状ですけど、低い受給者には上げていきなさいということが書いてある。無年金者にも給付ということ、いわゆる25年に満たない方、22年の方はもらえないわけです。会社の都合で辞めさせられたりしたら、払いたくても払えない。もしくは国民年金に入ればよかったじゃないかと言われても、今実際、当町でも国民年金を払えない状況の方もおられます。かと言って、生活保護も受けられない方もいるわけで、その狭間における方が多いと思います。だから全く年金を払っていない方にも払えというわけじゃなくって、受給資格に数年満たない方を無年金者という表現にされておるように思うのですが、どのように判断していいのか。４番もそれと一緒で受給資格期限を短縮してくださいとお願いしている文書ですから、それを実際に出された場合、現在の方々もそれに該当してくるであろうと、だからその方々にも払ってあげてくださいということなんでしょう。要は、全く払ってない方にも払えという文書ではないというように思うのですが、それでよろしいでしょうかとの質疑に、確かにリストラされたり、病気になったりして会社を辞めたときには、すぐ国民年金に移らないといけないのですが、その払うお金もなくなってしまったということもある。そういうところに国民年金が生活を守っていく救いの手というか、最低の生活を送っている手立てになるということはおっしゃるとおりです。３番と４番の無年金者にも必ず適用するということですが、３番のほうは無年金者といえども、25年を掛けられず、途中で止めてしまった。受給資格が得られないという人についても拾い上げていく必要がある。４番については、受給資格を短縮したために、資格がなくなった人たちについても年金を下支えしていくための最低年金をつくっていくという考えだと思っていますとの答弁でした。

受給額が少ないということと、受給を受けられる年齢が段々上がってきているということ、

25年かけておったら良かったものを上げていこうとしておる。その３点が大きな今の日本の年金制度の問題だと思います。だから、若い人は70歳にならないともらえないのかと。なおかつ皆賢いから生活保護と比べる。このまま掛け続けるよりも生活保護でと、だから、おそろしい。特に大阪なんてそうでしょう。三重県で言えば最も多いのは松阪市だと聞いております。だからその悪循環を直していかないと、若い人の年金離れが多い。会社で働いておられる方は強制的にとられますが、国民年金は自分の意思でみたいな、強制的にやるよと国は言っておられるけれども、やっていない状況です。だから自ずと離れていく。だから国民年金基金も減っていくのが現状だと思いますがとの質疑に、おっしゃるとおりで、若者の年金離れが、不信、年齢が引き上げられることによって、それまで生きているかという話も出るぐらい引き上げていく。会社は早期退職、また、病気になったら首、そしてこの満額まで待っていると、５年も空間が空いてしまって、65歳まで我慢できんということで、減額していただく方が実際にはたくさんおられる。厚生年金や共済年金はまだましなほうです。国民年金は待ったなしのところまできている。そのうえに今回の改悪方針というのは、これ以上苦しめられたら生活できないという声も随分ある。テレビでも餓死して１円しか残っていなかったと、そんなニュースを見ると、本当に改悪は限界だ。これ以上は駄目だと。最低保障年金だけはきちっと。それというのは、生活保護が８万円、国民年金は平均しても５万円足らずです。それだけ差があるだけに、最低生活保障をする生活保護がそれだけで実際に国民年金はそれ以下だから、本当に最低生活の生活もできんという状況、そこら辺も含めて国民年金を何とか改悪じゃなくって、やっぱり大企業も応分の負担をしていただいて、こういう最低年金保障制度をつくろうじゃないですか、つくってほしいと声を大きくあげていこうという意見書だと思っていますとの答弁でした。

　このあと紹介議員より、請願項目の中で、無年金者の考え方ですが、３番の項の無年金者という言葉は途中で払えなくなった人とか、そういう方に対する無年金者という考え方です。そして４番の受給資格期間云々、無年金者の方にも必ず適用するというのは、これは国の助成というか、半分原資がありますので、その部分については最初から掛けていない無年金者にも与えるべきだと、その線引きは、具体的には私もわからないし、どこまでどうせえという文言はないので、ご理解をお願いしますとの補足説明がありました。

　討論に入り、反対討論として、説明と質疑を聞いていますと、請願項目の内容を理解することもできるのですが、添付されている請願書、意見書の内容だけを見て判断するということになると、無年金者という表現だけで理解するには、誤解を生んでしまうような文書とな

っていると思うため、このままの文書で請願を受けてしまうことは、ちょっと拙いなというところがありますので、これを理由に反対討論をしますとの討論がありました。

賛成討論として、社会保障制度という国家の一番重要課題であるところの問題でも、年金制度というのは最も大切であろうと思います。ほかの社会保障制度と比べても、現段階での年金制度については非常に問題点が多々あろうかと思います。まず、年金制度が崩れた問題の使い道がどうであったかという反省点があまりなされてないまま、受給資格の年齢の引き上げだとか、何年掛けておったのか、期間の短縮等あります。また、確かに無年金者という点をとらえようによっては、年金を掛けていない人にもあげなさいとなるかもしれませんが、事情があって掛けられない方も、なおかつ大きな意味で日本国民である以上は、社会制度の枠の中で何とかせねばならんのではないかという、大きな意味合いを持って、無年金者等と書かれていると思います。私は年金をいただいても、旅行にすら行けないような年齢になってからいただくより、今まで日本を支えてきてくださった皆さんが、老後をゆったりと過ごすための年金でもあろうかと思います。実際、今、生活保護等と比べて非常に低いのが年金でございますので、私たちももっともっと勉強して、この請願書にあるような問題を取り上げていかなければならないと、常々考えているところであります。この請願については賛成させていただきますとの討論がありました。

採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定いたしました。採択理由は、願意妥当であります。

以上で、本委員会に付託されました17案件についての審査の経過と結果報告を終わります。

平野倖規議長

昼食のため、１時まで暫時休憩いたします。

（午後　０時　05分）

平野倖規議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

（午後　1時　00分）

平野倖規議長

次に、産業建設常任委員長　太田哲生君。

太田哲生産業建設常任委員長

産業建設常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

平成24年３月議会定例会において、産業建設常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る３月７日、午前９時30分から委員会室におきまして、委員６名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、農林水産課、商工観光課及び建設課の各課長、それに水道課の副参事、そして職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第10号　紀北町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第14号　紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）、議案第23号　平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第２号）、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算、議案第28号　平成24年度紀北町水道事業会計予算の６件の審査であり、農林水産課所管分、商工観光課所管分、建設課所管分、水道課所管分の順で審査を行いました。

それでは、審査した議案順により、経過と結果について報告いたします。

議案第10号　紀北町営住宅条例の一部を改正する条例の審査を行いました。

内容説明なし、質疑なし、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、議案第10号　紀北町営住宅条例の一部を改正する条例は、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号　紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを審査いたしました。

内容説明はありませんでした。指定管理者の指定について、選考の経緯について質疑がありました。答弁としましては、今年３月31日をもちまして契約が終了します。過去３カ年はふるさと企画舎が選定され経営をしてきました。平成23年12月１日から24年１月20日にかけて募集をいたしました。応募については４団体あり、それから１月20日締め切ったあと、25

日に一次審査ということで書類審査を行いました。６人の委員の方に審査をしていただきました。６人の委員は自治会連合会の会長、三重県の観光プロデューサー、東紀州観光まちづくり公社の事務局長、紀北町観光協会事務局長、紀北町商工会の事務局長、それに副町長であります。その後、２月６日に応募のありました４団体からプレゼンテーションの形で、企画提案の内容について説明を受け、その後、点数付けを行いました。その結果、一番点数の高かった特定非営利活動法人のふるさと企画舎を選定させていただきました。

質疑を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、議案第14号　紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）について、審査を行いました。

最初に、農林水産課所管分の審査を行いました。内容説明はありませんでした。質疑はありませんでした。

次に、商工観光課所管分の審査を行いました。海山物産株式会社の運営についての質疑がありました。このことにつきまして、答弁としまして、今後の運営のことを考えますと、高速道路が延伸すれば通る車が減ると思われます。そこで、町も銚子川、熊野古道馬越峠の情報の発信について、町の意見を言って、道の駅の活性化につなげていく必要があると思います。第三セクターである海山物産が経営しているので、地元の利益になるようなことをやっていただきたいと思います。黒字になった経緯ということですけども、道の駅をオープンして以来、毎年少しずつですが利益を出して、赤字を克服したのが平成18年、第23期となっています。町としては赤字補てんをしておりません。自主的に運営しながら黒字となってきています。

以上で、商工観光課所管分の審査を終了いたしました。

次に、建設課所管分の審査を行いました。内容説明、質疑はありませんでした。

次に、水道課所管分の審査を行いました。内容説明、質疑はありませんでした。

質疑を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）については、賛成多数で、本案の産業建設常任委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、平成23年度紀北町水道事業関係補正予算（第２号）について審査いたしました。

内容説明といたしましては、漏水事故による修繕料の不足に伴う補正と、人事院勧告に伴う補正であるということであります。質疑はありませんでした。質疑を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、議案第23号　平成23年度紀北町水道事業関係補正予算（第２号）については、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算について審査をいたしました。

最初に、農林水産課所管分の審査を行いました。内容説明はありませんでした。

次に質疑を行いました。和具の浜海水浴場の管理状況や監視員の体制について説明をお願いします。津波警報が発令された場合、避難路、避難場所等の津波対策等は整っているのかという質疑に、平成23年度の利用実績は１万 2,134人で、平成22年実績と対比しまして 3,781人減少しており、原因としては営業期間中の台風等の天候不順によるものと考えています。津波対策につきましては、海水浴場の背後地は山になっていますので、海水浴場の監視員の指示のもと、速やかに避難していただければと思っています。また、海岸近くの山が津波緊急避難場所に指定されております。現在のところ避難訓練は行っていません。ご指摘のとおり、今年の７月のオープンに向けて改善策を講じていきます。現在、和具の浜の駐車場料金を取っている状態ですが、今後は他の２つの海水浴場との均衡を図るためにも、無料化することについて質疑がありまして、黒浜はまだ三重県から権限委譲されていません。比機海岸においては権限委譲された旧町のときより料金を取っていません。和具の浜においては、旧町の権限委譲された時期より料金を徴収しており、利用者数や町の財源等を考慮し、少しでも歳入を増やすためにも、料金は徴収していきたいと思っていますとの答弁がありました。

緊急雇用創出事業について質疑がありました。平成24年度は、農林、農道、林道、草刈り２名、有害鳥獣の行動域調査員を１名、計３名の雇用を予定しています。農林水産課としては平成22年度以降、緊急雇用創出事業を使い、農道、林道の草刈りを行っています。平成24年度も緊急雇用創出事業が事業化されましたので、この緊急雇用創出事業を使って、平成24年度事業を推進していきたいと思っていますとの答弁がありました。

林業振興費について、木造住宅新築促進奨励金交付金事業、地域産材利用促進事業の中に、紀北町木造住宅建築促進事業とあります。違いはあるのですか。地域産材利用促進事業の中に紀北町産材ＰＲ用パンフレット作成費等との説明と、木造住宅新築促進奨励金交付金事業の昨年の実績の報告をしてもらいたいとの質疑がありまして、木造住宅新築促進奨励金交付金事業については、現行制度であります。紀北町木材住宅建築促進事業は現行制度をさらに

充実させるためのものであります。地域産材を使い、町内の製材業者で加工出荷された木材を60%以上使用した建築面積50㎡以上の住宅を新築し、町内の大工、工務店等を使って建てられた住宅に対し、使用材積１㎥当たり２万円を乗じた額、上限50万円の補助金に移行したいと考えています。新制度について周知されていないので、１年間の暫定期間を設けるが、その後は新しい制度一本に変わります。実績につきましては、20年度15件、21年度13件、22年度17件でありまして、約３割程度の方が申請しています。パンフレット作成については、紀北町独自に尾鷲ヒノキをＰＲするものであります。この補助金制度をＰＲするものではありませんとの答弁がありました。

町有林は伐期を超えているものがたくさんある。伐採することよって、雇用と植林が循環いたしまして、製材業者や原木業者が生きてきます。このことに伴い経済の波及効果が生じてまいります。市場を継続的に運営させるため調査して、町有林を伐採していかなければ産業はどんどん衰退していきます。また、災害の原因にもなるので適正な管理をしなければいけないとの質疑がありまして、町有林の伐採については、現在のところ具体的な計画はありません。今後、計画的に伐採していかなければならないと考えています。ただいまの意見も踏まえ、状況を把握して委員会での意見は素直に受け止めて、理事者とも話を進めていきたいと思いますとの答弁がありました。

町有林の事業内容を説明してくださいとの質疑がありまして、平成24年度当初については、各箇所の新植から保育を計上しています。新植箇所は便ノ山の瀧ノ川、中里の大平、引本浦の網代です。新植以外に防護策の設置、枝打ち等が含まれます。町有林の貸付山の返還が多く、そこに植栽するものでありますとの答弁がありました。

水産業振興費の事業について説明してください。また、事業の実績についてはどのように確認していますかという質疑がありまして、水産業振興費では６つの事業があります。まず、漁業振興対策事業としまして、ワラサ餌付事業補助金、漁業近代化資金利子補給金、赤潮特約事業補助金等があります。次に、外国人漁業研修生受入対策事業は、インドネシア漁業研修生に対し、１人当たり10万円の補助金を支出するものです。11人の受け入れを予定しております。次に、水産資源増殖事業については、クロダイ、アワビ、マダイ、トラフグの種苗放流や赤羽川、銚子川へのアユ、アマゴの種苗放流に対する補助金です。次に、漁業担い手対策事業については、町内の中学１年生の生徒を対象に、漁業に対する知識を持ってもらうことを目的に実施しています。水産スクールに対する経費です。続きまして、環境生態系保全活動支援事業については、藻場の保全を目的に食害生物のガンガゼの駆除に伴う経費です。

続きまして、三重県外湾漁協助成事業については、平成22年２月１日に合併した三重外湾漁業協同組合の借換資金の保証料に対し、関係する２市３町により、合併前漁協の欠損金の割合に応じて補助する事業で、平成26年度で終了する予定であります。ワラサ餌付事業については、漁業振興対策事業 630万円のうち、71万 8,000円となっています。補助金の実績については事業実績に対する経費の報告をもって実績としていますとの答弁がありました。

員外船誘致について、漁協、仲買人等と連携して員外船の誘致を行ってもらいたい。町は消極的であると思われます。積極的に地場産業の活性化に向けて、構想力と発想を大いに出してもらいたいとの質疑がありまして、員外船誘致のため、漁協、紀伊長島水産加工組合、町担当部局で、２月に高知県と宮崎県にお願いに行きました。誘致活動の時期につきましては、漁労長が寄港している11月下旬から12月に誘致活動を実施したいと考えています。員外船誘致については、魚市場だけではなく、地域への波及効果がありますので、員外船誘致について漁協と連携して、行政としては予算化も含め、かかわっていける部分はかかわっていきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、商工観光課所管分の審査を行いました。内容説明はありませんでした。

次に質疑を行いました。観光費のうち、観光推進事業の熊野古道シャトルバス運行費用事業負担金について説明してください。これからも続けていく必要があるのですか。尾鷲市、熊野市の意向についてはどうですかとの質疑がありまして、熊野古道シャトルバスにつきましては、名古屋から熊野古道を歩かれる方向けに運行しているバスでございます。予約が１人でもあれば運行するというバスでございます。補助につきましては三重県が２分の１を負担し、残りを熊野古道の関連する紀北町、尾鷲市、熊野市において負担をしております。全体で 1,360万円の事業費を予定しておりまして、そのうちの峠ごとの前年の利用割合によって、これを決めております。当町においては 288万 6,000円を割り当てられております。全体のシャトルバスの利用者が22年度は 4,301人、これはマンボウにも休憩して寄ってもらっています。料金は往復で 4,500円いただいております。違いは峠、峠で降りていきますので、立ち寄る場所が違うということと、歩いたあと帰りの時間にあわせて通行するなど、行き帰りの時間を設定しておりますので、熊野古道を歩かれる方には便利な運行方法をとっております。費用対効果の問題でありますが、熊野古道、東紀州をＰＲするうえで、置いておく必要があると思っております。県としても半分出していますので、これを残しておきたいという意向であります。平成24年度の予算については、それぞれの市町で予算計上していますので、シャトルバスは必要であるとの意思なのかなと思いますとの答弁がありました。

観光活性化対策事業のうち、一般負担金の三重の観光営業拠点運営協議会会費、これは新規の会費ですか、 180万円と大きな金額でありますが、内容と効果について説明してくださいとの質疑がありまして、昨年の７月に三重の観光営業拠点というのをつくりまして、名古屋駅の近くの三交ビルに三重の観光営業拠点運営協議会の営業用の施設をオープンしました。この三重の観光営業拠点運営協議会に参加する新規の負担金であります。ここの主な事業は、地域のＰＲをする、また、旅行商品をつくるための助言だとか指導であります。そして実際に旅行商品をつくって、こちらへ来るためのツアーなんかも仕掛ける費用であります。事業は観光販売システムズという三重交通の出資会社に委託いたします。負担金は今回に限って 180万円の支出ということになりますが、翌年度以降は 120万円の事業費で推移するということでございます。参加している市町につきましては、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、熊野市、南伊勢町、それにこの１月に四日市市が入ったと情報を得ております。これらに加え県観光連盟が入っています。来年度４月からは予算を認めていただきましたら紀北町が加入し、そして桑名市が入ると聞いております。10月には伊賀市が入ると聞いております。全市町ということよりは、観光に力を入れている市町が入ると聞いております。県知事におかれましては、地域の振興の一環としてお金の落ちる仕組みをつくりたいということでありますので、当分の間、続くと思っています。

近畿自然歩道パトロール事業に関してですが、整備について今後どのように対応されるのですか。また、紀伊長島区の佐甫道の状況について説明してくださいとの質疑がありまして、近畿自然歩道につきましては環境省が指定しまして、県が整備するということでございます。案内看板をつくったり、今回、崩れました休憩施設をつくったりということで、歩く環境を整備するという意味合いです。佐甫道の状況についてでありますが、昨年９月の台風により、休憩施設である東屋が倒壊しました。この施設は県でつくった休憩施設でありますので、それで三重県に修繕をお願いしました。三重県では、平成24年度において休憩施設の復旧をする予定であると聞いております。近畿自然歩道の佐甫道については里道で、現時点では法定外の公共物であります。道路の位置づけとしましては、道路法を適用しない公衆用の道路であります。佐甫道の管理につきましては、近畿自然歩道として指定されていますので、三重県から管理委託を受けまして町で管理しております。佐甫道の場所ですが、古里から道瀬の間の海岸沿いの道であります。中間ぐらいに東屋があって、見晴らしのいいところでありますとの答弁がありました。

次に、建設課所管分の審査を行いました。内容説明はありませんでした。

次に質疑を行いました。地籍調査は平成24年度、どの地区を調査するのですかとの質疑がありまして、地籍調査事業の平成24年度の対象地区は、相賀 7.8haで、本町・新町、継続事業としましては 4.5haで、船町、弥宜町ですとの答弁がありました。

砂防費の急傾斜地崩壊対策事業について説明してくださいとの質疑がありまして、急傾斜地対策事業の町負担金で10分の１の計上をしています。内訳については、紀伊長島区の新町が１億 1,000万円の事業で 1,100万円、西町については 2,000万円の事業で 200万円、合計で 1,300万円計上となっています。現在、西町は用地境界の立ち会いを行っており、ほぼ終了するのではないかという段階ですとの答弁がありました。

港湾環境清掃委託事業はどこに委託しているのですか。また、前浜トイレ管理事業はどのような内容ですかとの質疑がありまして、港湾環境清掃委託事業の対象となっているのは、引本港湾清掃業務と引本港湾の公園の樹木選定業務、長島港湾清掃業務です。委託先については引本港湾と長島港湾の清掃業務については、漁協と単価契約を結んでいます。引本公園の樹木剪定業務は随意契約で造園業者に委託しております。費用につきましては、県との委託契約による港湾環境施設の清掃に要する経費です。前浜トイレ管理事業については、町の事業でありまして、個人の方に清掃管理をお願いし、月２万円の委託料で管理をしていただいています。委託契約につきましては、いろいろな意見を聞いて対応させていただきたいと思いますとの答弁がありました。

木造耐震診断事業、耐震補強事業でありますが、せめて耐震診断だけでも受けてほしいとの質疑がありまして、耐震診断は県から枠がきます。今年は60戸あり、全部診断を受けています。その後の設計補強になると、実際、実施されていないのが現状です。個人の負担金があるのが原因だと思いますが、平成24年に町単独事業で20万円を計上していますので、認めていただき、少しでも耐震補強する方が増えれば幸いかと思っていますとの答弁がありました。

以上で、建設課所管の審査を終わりました。

次に、水道課所管分の審査を行いました。内容説明はありませんでした。

次に質疑を行いました。水道関係訴訟事業費について説明してくださいとの質疑がありまして、平成24年度訴訟費予算内訳ですが、一般訴訟費として 521万 2,000円です。内訳として報償費、弁護士日当は 201万 6,000円です。これについては津地方裁判所での口頭弁論が８回分の 126万円を見込んでいます。次に名古屋での打ち合わせ分を年６回分の75万 6,000円を見込んでいます。次に旅費ですが、 115万 9,000円です。内訳としましては普通旅費で

すが、打ち合わせ等に関する職員旅費として10万 7,000円です。費用弁償ですが、口頭弁論にかかる弁護士の費用弁償として60万 1,000円、名古屋での打ち合わせにかかる弁護士の費用弁償として45万 1,000円です。次に燃料費ですが、公用車燃料費として６万 6,000円です。役務費につきましては手数料ですが、訴訟にかかる弁護士への中間手数料として、５つの事務所で52万 5,000円、そして訴訟にかかる意見書作成手数料として 105万円となります。次に使用料及び賃借料ですが、39万 6,000円で、内訳としては会議室使用料で、津市と名古屋での会議室使用料14回分で21万円、口頭弁論等にかかる高速料金として普通車とマイクロバス借上料で８万 6,000円です。マイクロバス借上料は公用車使用不可の場合ですが、10万円の予算を計上しています。前年度の水道関係訴訟事業の当初予算額は 520万 4,000円ですとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算については、全員賛成で、本案の産業建設常任委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第28号　紀北町水道事業会計予算の審査を行いました。内容説明はありませんでした。

次に質疑を行いました。水道水源保護審議会委員報酬の26万円についてですが、この根拠として、私は前回討論においても、審議会の方々が審議するための審議基準も何もないものでは審議できないのではないか。枯渇に対して基準数値が示されていません。審議会を設けるのであれば、審議会の委員が判断できる基準数値を示さなければなりません。上位条例との整合性、水道水源保護条例と紀北町行政手続条例との整合性をどのように審議しているのですか。水道水源保護条例の審議会委員は、私が前にも指摘したように何を根拠に審議するのですかとの質疑がありまして、今回、当初予算で26万円計上していますのは、水道水源保護条例で定められている審議会委員の報酬であります。他の件につきましては、私としては裁判にかかわることではないかと思いますので、ここではお答えできませんとの答弁がありました。

営業収益減少の主な原因は何ですかとの質疑がありまして、給水収益自体が平成22年、23年について高速道路の関係で、業者とその従業員が紀北町に住まわれて水道を使うということで、水道使用料収入も上がったのですけれども、ある程度、高速道路工事も終わりましたことから、その方たちが町から離れることがありまして、それに伴って水道使用料も減となっていますとの答弁がありました。

水道課におきましては、具体的に説明できるよう弁護士との協議しながら、行政手続法の解釈の仕方をしっかり勉強してくださいとの意見がありまして、努力させていただきますとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論に入りました。反対、賛成討論なく、採決を行いました。採決の結果、議案第28号　平成24年度紀北町水道事業会計予算については、賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設常任委員会に付託された議案の審査の経過と結果報告を終わります。以上でございます。

平野倖規議長

次に、庁舎建設等調査特別委員長　中本衛君。

中本衛庁舎建設等調査特別委員長

庁舎建設等調査特別委員会委員長報告をさせていただきます。

平成24年３月議会定例会において、庁舎建設等調査特別委員会に付託されました審査の経過と結果について、ご報告いたします。

去る３月12日、午前９時30分から、別館３階大会議室におきまして、全委員17名中、１名欠席の16名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、総務課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算、当委員会関係部分の１件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について、ご報告いたします。

初めに、総務課長から平成24年度一般会計当初予算、本庁舎移転推進事業について、建設改修、設備改修、外構設備改修、解体費で、直接工事費が４億 9,159万 6,000円、諸経費、消費税を合わせて工事費で６億 908万 8,000円、工事以外で施設管理費、事務費及び引っ越し費用、防災行政無線、総合住民システムなどの移転費用及び備品購入費、議場備品は机、椅子、傍聴及び記者席の椅子等の購入費、議場映像音声備品は固定カメラのための映像システム、現在の音声システムが老朽化しているため更新するための購入費、新庁舎の案内看板等の作成費で 9,349万 5,000円、合わせて７億 258万 3,000円です。財源内訳については県支出金の三重県市町村合併支援交付金 3,600万円、地方債が合併特例事業債で６億 2,450万円、その他で庁舎等改築及び改修基金繰入金で 4,208万 3,000円、一般財源の持ち出しはなく、合計で７億 258万 3,000円との説明がございました。

続いて質疑に入りました。質疑の初めに、建設課の職員がいないとわからないと思いますので、建設課の職員を呼んでいただきたいということがございました。それに対して総務課でチェックもしていますので、できると思いますが、建設課職員も待機させていますので、呼ばせていただきますとのことでございました。

それにつきまして、本日、技術的な面を説明していただくため、建設課の技術職員の課長補佐に来ていただきました。これまでも実施設計などで設計事務所と協議をし、詳細を詰めていますとの答弁でございました。

それに対して、大変重要な７億円の予算です。我々の質問に対してどこまで正確な答弁ができるのか、確約してくださいとの質疑に対して、今のご質問の答えになるかどうかわからないが、設計の委託から納品まで建設課長補佐にすべてチェックをかけていただいてますので、ほとんどの部分は回答できるものと確認していますとの答弁でございました。

さらに、大変重要な７億円の予算を審議するのだから、我々の質問に答弁をいただけないと判断できない。できないことはできないでいいので、はっきりと答弁をいただきたいとの質疑に、現在、委託し、完成した設計書、図面などのチェックを行い精査しています。精査中ですが、予算計上した額を超えることはないと考えていますと、建設課長補佐の答弁でございました。

それに対して、重大な発言です。チェック中のものも我々が審査しなければならないのですか。チェックが終わらないと審査できないのではないですかの質疑に対しまして、総務課長から、言葉足らずだったかも知れません。チェックと申しましたのは、私のほうからも依頼している部分も含めて、チェックしているということで、設計については数量等の設計をしていただいています。その中で、物価版とか見積りなどを含めて単価を入れていただいているのが事実です。全部を確認した中で進んでいますが、私のほうからもいろいろと質問などを行っていますので、それを含めて再チェックをしているのが現状です。チェックを終えているということですとの答弁でございました。

次に、チェックしているということですが、それはあくまで直下型の地震であって、最近、いろいろなものが検証され、鉄筋コンクリートでも倒れている。浮力で杭が引っ張られてしまいますから、新たに建てるなら杭を３倍にしなければならない。 200%の安全の確保が必要である。浮力に対するチェックは行ったのですかの質疑に対しまして、現在の校舎には土質の検査を経て杭は入っており、安全性を確保しているという認識のもとで進めています。今回、さらに地震については強化を図りますが、浮力に対する確認は、現在、行っていませ

んとの答弁でございました。

次に、基礎杭は何メートル打ってあるのですかの問いに、６ｍの基礎杭が打たれています。

また、さらに砂利層であり、液状化の懸念はないと思いますが、いかがですかの問いに、液状化の詳しいことの自信はありませんが、杭は支持層まで先端があたっているという認識のもとでやっていますので、大丈夫だと思っていますとの答弁でございました。

また、東日本大震災でもフェンスが壊れ、犠牲者が出たと報道でありましたが、屋上に設置されているフェンスはもたれても大丈夫なものなのですか。また、新たに設置するんですかの質疑があり、現在のフェンスは 140㎡ほど設置されていますが、新たに 700㎡ほどのフェンスを設置します。このフェンスはもたれても大丈夫なフェンスでありますとの答弁でございました。

13人乗りのエレベーターのメーカーはどこを予定しているのか、管理会社は入札となるのか、空調設備は１箇所で集中管理しており、壊れるとすべて駄目になってしまうので、どのように考えているのかの質疑に対しまして、エレベーターはあるメーカーの見積りです。メーカーは決めていません。メンテナンスは入札になる可能性が高い。また、エアコンは省エネ型で各部屋に設置し、経費節減を図る予定でありますとの答弁でございました。

さらに、解体について、紀北中学校ではボリュームが膨らみ予算が増えたことがありましたので、そのようなことがないようにしていただきたいとのことにつきましては、解体については計算式にて、以前のこともあり、十分精査して計上していますとの答弁でございました。

さらに、事務費などは地元を活用するという考えはあるかの問いに、事務費等については引っ越しの段ボール、トラックの借り上げ等であり、町内で可能なものはすべて町内でという方針でありますとの答弁でございました。

さらに、発注方法はどう考えているのかの質疑に対して、入札については関係課で協議を重ねており、現段階では一括発注の方向で最終の協議を行っていますとの答弁でした。

一括ということですが、外構、解体も含めてということですかの質疑に、現段階では、外構、解体も含めてという方向で協議を行っていますとの答弁でございました。

一括発注では、地元業者は入りにくいように思われますが、その辺の配慮は考えていますかの質疑について、町長の指示もあり、地元業者でという前提のもとに、いろいろ協議してきました。分割発注も検討しましたが、町内の業者の方にすべてお願いするという中で、一括発注がいいのではないのかと検討していますとの答弁でございました。

次に、内装、外装改修とありますが、配色はどうなっているか。特に外装は紀北町のイメージカラーとして何色を考えていますかの質疑について、内装については建築基準法の関係もあり、町長室、副町長室、正副議長室などには、建築基準法の制限いっぱいまで桧、床はタイルカーペット、壁はビニールクロスを予定しています。外装は平成17年に塗り替えしていますので、そのまま使用する予定ですとの答弁でございました。

外装の予算はほとんどないということでいいのですかについては、渡り廊下、第２校舎棟との接続部分の改修及び吹きつけ等が必要となりますとの答弁でございました。

非常用発電機の発電容量等と、緊急時に屋上でのヘリコプターの発着は可能かの質疑がありました。非常用発電機、燃料タンク及びキュービクルは屋上に設置し、非常用発電機の燃料タンクは 900ℓで、出力は時間約30kwを予定しています。ヘリコプターについては屋上に避難用のフェンスの設置を予定していることから、降りることは予定していませんが、ホバーリングによる吊り上げ等は可能と考えていますとのご答弁でございました。

次に、事業について漏れのないよう、厳正にチェックをしていただきたいとの質疑がございました。このことについて、仕様書等のチェックについては、建設課長補佐には無理をしていただき行っています。建築技師は現在１名で、４月から１名採用し２名となります。再チェックの依頼をしており、対応していただいていますとの答弁でございました。

続いて、議場備品では 1,924万 7,000円で、机、椅子とあり、高額ですが、特別なものですかの質疑に、現在ある机、椅子の更新及び傍聴席、記者席の椅子の金額となっています。ランクについては、10段階で５、中のランクですとの答弁でございました。

津波対策として、津波がどの方向から来るか専門家ではないのでわからないとのことでしたが、外構工事で多少なりともフェンスでなく、丈夫な防壁にする予定はないかの質疑に対して、津波対策ですが、現在の設計ではフェンスであり、強固なものにすることは考えていませんとの答弁がございました。

以上で、質疑を終了し、討論に入りました。反対討論が３名、賛成討論が６名行いました。初めに反対討論の１人目として、従来から紀伊長島区に庁舎を移転することについて反対はしていません。ただ、この予算に関しては反対をします。当事業は合併協定書に５年以内と謳われています。すでに５年は経過しており、この予算が執行すると同時に、協定書の５年を変えるべきと私は思います。前回も執行部に質問しましたが、地方自治法第４条に基づく庁舎を定める条例の改正を同時にしないと、予算に無駄が生じ、町民への負担が増していくことになる。予算が無駄になるというリスクがある。合併協定書と同時に発令された新町建

設計画があります。これには公共施設の建設については、新町全体の均衡を図るということが記されています。しかし、私は本庁が伊長島区で設置したとしても、分庁方式で均衡なりバランスを考えるべきだということで、この委員会でも意見を出しておきましたが、少数ということで残念ながら取り入れていただけませんでした。均衡ある施策が示されていないと思います。特別教室棟を残して活用を図るべきと私は主張してきましたが、少数意見として抹消されてきました。そのような理由から、自分の信念に基づき、この予算に反対しますとの討論がありました。

２人目として、合併協定による庁舎移転は十分認識しており、紀伊長島区に移転することは賛成ですが、町の一体化、よい町にしていこうという思い、均衡ある発展が最も重要だと思います。合併にあたり、均衡ある発展は大事だと話し合いはされてきています。しかし、そのことが不透明で、前回の特別委員会で、できれば社会福祉協議会に、現在の紀伊長島区の施設は狭く、海山区の施設が空いてくるので、働きかけをすればどうかという意見を出してきましたが、一向に進んでいない。このような不透明なところがあるので、保留という意味で反対したいという討論がございました。

３人目としては、合併協定書は平成17年１月に結ばれていますが、前年の９月に海山区は大水害にあっており、この内容を知らなかった。そのことが町民に知れ渡っていなかったということが、１つの問題であり、東日本大震災のこともあり、一旦、凍結すべきである。東日本大震災で公共物が検証されています。それをするべきだと思います。合併協議会で損害賠償のことが何も議論されていない。だから、町民の方に言わすと、それどころではないのではないか、また、合併協定書において、防災面、経済性、利便性、発展性とありますが、地方自治法第４条には防災面は書かれていない。防災面を考えた場合には、私もいろいろ考えていて、平成23年度の 700万円の予算にも反対しました。一旦、引いて考えるのも我々の勇気だと思います。東日本大震災における公共物は検証中であるので、検証が出てからでも遅くはないのではないか、移転することが町民の喜ぶことなのか、それどころではないのではないか、一旦、腰を落ち着けて、どこへ持っていけとは私は言いません。いいところに移転して良かったと、町民が思うところに移転したらいいと思っている。そういうことから、凍結したほうがいい、そういうことを含めて私はこの予算に反対しますとの反対討論がございました。

次に、賛成討論を行いました。賛成討論の１人目は、平成17年10月11日の合併協定の中に、しっかりと盛り込まれた５年以内に紀伊長島区に定めるとあり、尾上町長も移転を実行する

ための予算を出されていますので、私は約束を守るということからも賛成しますとの討論でございました。

２人目として、私は合併協議会には民間委員として参加させていただいていました。当時の両町の議員さんの議論を聞かせていただきました。当時の新聞紙上をにぎわしたキーワードが２つありまして、苦渋の選択と互譲の精神という２つの言葉のもとに、現時点までこの言葉を飲み込んだのは、両町のうちどちらであったか、そういう判断からいきまして、現状こういった形で均衡ある発展を目指すためには、今、片方に振り子が振られています。反対側にはまだ振られていない。振られていることによって両方が右へ行き左へ行き、均衡ある発展があると私は考えています。そういった意味合いから、抽象的な言い方をしましたが、この予算について賛成しますとの答弁でございました。

次に、３人目として、庁舎移転に関しては、我々町民から選挙で選ばれた者として、私は合併後の選挙で議員となったから、本庁舎移転は必ず５年以内に行われると思っていました。まして、これに対して反対する議員もいないだろうという考えでいました。月日が流れ、５年が過ぎ、７年目になってくると、庁舎移転に対する思い、地元住民のいろいろな意見を聞くなど、個々の意見も違ってきています。私は最大の要因は、延ばした合併当時議員であった方々、合併協議会の方々など、いろいろな責任があると思います。しかし、時間の流れ、社会情勢の中で長引いてしまった、これは仕方がない。紀北町を思う気持ちは議員皆さん同じだと思います。だから、均衡を図るとか、いろいろな意見を言っています。だから、私は町民に対して最大の条件は、本庁を５年以内に紀伊長島区に移すということを信じて、紀伊長島区の方々も今までいました。その中で、いろいろな問題は紀伊長島区に庁舎を移すという約束を守ったあとに、そこから皆さんが町民を思う気持ちは十分わかります。バランス、均衡をとれる町政を、そこで我々が議論するのが、一からのスタートだと思います。完璧な移転はないだろうと思います。諸問題が起こると思います。この場所で良かったなど、当然意見が出て然りです。我々は町民に選ばれた議員ですから、約束をまず守り、庁舎を移して、新たに紀北町の一体化という大きな問題を議論したらいいのではないか、本庁舎移転の予算を可決していただいて、皆さんに賛同していただいて、本庁舎移転を行いたいと思いますので、よろしくお願いして、賛成討論としますとの討論がございました。

さらに、４人目の委員として、本庁舎が１年遅れた責任の一端は、私にあろうかと思ってます。どういうことかと申しますと、新しい紀北中学校の改築に際し、旧長島校跡地を仮校舎に使おうと、町長にどの校舎を使用するのですかとの質問をすると、特別教室を仮校舎に

するんだと、どちらのほうにより強度があるのですかと質問すると、庁舎が移転する校舎だと、生徒の安全を最優先に考えるべきではないかと申し上げました。本当はそうしたいが、本庁移転が１年遅れてしまうということで、それでもいいのではないですか、生徒の安全を考えるべきとお願いしたところ、再度、町長も皆さんにそれでよろしいですかということで、１年遅れても生徒の安全を最優先にしようということに決定しました。子どもの命を最優先にしようということで１年遅れ、もう１年は町長にいろいろ理由があり、遅れたわけですから、これについては議会も重々承知していることですから、また、遅れたことに関しては、申し訳ないと説明していました。もう１点は、合併当時、協議会の委員長は旧紀伊長島町では北村議員になっていただきました。その間に、委員に選ばれた方々が、協議会に行って、帰ってきて、また他の議員に説明して、そのようなことをしてきました。町の中が分裂するのではないかというほど、議論かくしゃくでした。最後には涙を流して、委員長、町長と握手しました。旧海山町の皆さんにとってもいろんなことがあったと思います。合併をスタートする前に、旧海山町の議員さんと懇談しました。そのときに議長さんだと思いますが、互譲の精神でやりましょう、それなくしてこの合併はないんだとおっしゃいました。私もその精神に則りやってきました。先ほど住民の皆さんはご存じないとおっしゃいましたが、議会だけではなく、たくさんの住民の代表の皆様が出てきてくださいまして、その方々が帰って住民の皆様に報告をしていた。また、合併協議会で決まったことを何度も住民説明会を開き、説明しました。旧両町で開催されています。全員の町民の皆様が来てくれたかは存じませんが、いろいろな協議がなされたわけですが、第７回庁舎候補地小委員会での、前塩谷町長の記録を少し読ませていただきます。「５年以内の中で、これを違った形で、要するに、次は海山町の役場から５年以内に紀伊長島町に定めるということを違えるということは、これはとても申し開きできないことでございます。そして、まさに海山町が嘘をついたということになりますので、それは絶対にあり得ないということだけは申し上げたいと思います。」同じような言葉が前塩谷町長の言葉で、非常に強い語気で申されています。私を、海山町の議員を、海山町民を信用できないのか、長島の皆さん、と強くおっしゃっている。そういう意味ではないのです。明文化されていないだけに、長島町民にとって長島の議会としても申し開きできないと、そのことを申し上げているのであって、海山町の議員、海山町の皆さんを疑っているのではないと締めくくられています。先輩の議員の皆さん、委員として参加されていました町民代表の皆さん、説明会に参加してくださいました皆さんの熱意の賜物が、やっとこの予算で実現されるのだと感無量になりまして、この予算に賛成させていただきます

との討論でございました。

５人目としましては、前段で反対討論がありましたが、誤解などがありますので指摘したいと思います。順不同で申し上げます。５年以内に定めるという合併協定が、２年経過しているのだから、改めるべきとおっしゃいましたが、合併協定は改める方法はありません。それを最低の条件に合併が成立されました。改めるというのは合併を解消するときであろうと思います。これは合併協定の筆頭にあがっており重要な柱です。知らされていないとおっしゃいましたけれど、明らかな誤りです。海山町の町民の皆さんに配られた広報の表紙に書かれています。旧紀伊長島町では17箇所で住民説明会を開催し、徹底的に議論してきました。最初は赤羽地区から始まり、各会場で私と当時の平野議長がお叱りいただいたのは、そんな５年先の約束をして信じるのかと言われました。これが現実です。ですから、私どもは各地区で厳しいご意見を言われました。こんなのを信用してきたのかとも言われました。でも、私ははっきりと覚えていますが、自分の政治生命をかけてこれは遵守してもらいますと言いました。あなたが議員を辞めるぐらいの軽い責任では私たちは承知できないと言われました。確かにそうです。一議員が辞職して済む話ではないのです。それでも私は特別委員会でテーブルに頭を擦りつけて、海山町の町長、議長、民間委員の方々も含めて、私たちが信用できないのなら血判を押すとまで言われました。いや、そのお気持ちを信じます。それで、その席に出ていない議員、町民の皆さんに説明してきました。それを知らなかったと言われては、誠に言葉がありません。知らなかったというのは旧海山町の町内の問題です。知らないというのなら、当時の行政の問題です。私どもは住民討論までやってきました。分庁方式の問題ですが、これは私が提案いたしました。教育委員会を分庁にし、海山区に残し、教育の拠点として考えたらどうかと、具体的に申し上げましたけど、残念ながら、どなたも賛成していただけませんでした。私から提案しましたが、前の特別委員会で総合支所方式でと決定しています。予算がクリアしてから議論していけばいい。

損害賠償の話は合併協定にないと言いましたけれど、合併協議会で出ています。当時の会長、旧海山町の町長が新町に引き継ぐと宣言されています。それを知らないと言われても、私どもの責任ではありません。当時の行政の責任です。法定協で確認されています。均衡ある発展は合併の原則です。社会福祉協議会の話を云々と言われましたけれど、独立機関ですので、そこでご議論いただくのが筋で、それだったら行政で決められる教育委員会の分庁を、なぜここで議論なさらなかったのか、行政でできることです。もちろん、教育委員会という組織ですけれども、行政の中にあるわけですから、なぜここで議論なさらないのか、十分可

能性があると思います。教育委員会と町長部局と議会で決められることです。商工会や社会福祉協議会は独立機関です。誤解を招く討論でありましたから、私は指摘申し上げましたということで、合併協定はこの町にとって憲法です。日本国憲法ができたあとに生まれたから、憲法を守らないということは理屈に合わない。ですから、合併協定以後に当選されようと、それで紀北町という組織、団体が成立しているのだから、守らないというのは、紀北町そのものを否定することになります。合併協定を遵守するのがコンプライアンスの原点です。均衡ある発展のための必要な措置については、この予算が成立して第一歩が進んで協力していくのはやぶさかではありません。そういうことで賛成討論とさせていただきますとの答弁がございました。

最後、６人目になりますが、重なる部分があろうかと思いますが、合併協定というのは、議会と町長でつくったものでありません。若者代表、自治会、町民の方たちも入れて、熱い協議がされました。いろいろ傍聴に行きました。先ほどの小委員会の協議内容は記録で確認しています。小委員会は庁舎の問題を検討するためにつくられ、傍聴は禁止されていました。協定書の中を守っていくことが全町民に対する責務だと思っております。そういう意味で、５年以内という中身についても、私は、相賀小学校を建てるときにも土地は低いが普段の台風や大雨などの避難所を含めて街中にあるほうがいいだろうということで建設されました。そのため遅れたのと、紀北中学校を建てるのに遅れました。７年を過ぎる状態になりましたが、これは議会も了承しているところでございます。庁舎移転予定の土地ですが、利便性はいいが、安全性については多少の問題がありました。しかし、発展性を含めて県からあの広さをわずか１億円足らずで譲っていただいた。それは庁舎の建設にという目的ということで、皆さんもよくご存じだと思います。そういう意味におきまして、できるだけ早く進めていくことが私の賛成する１つの意見ですなどの賛成討論がありました。

続いて採決に入り、賛成多数、よって本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、庁舎建設等調査特別委員会に付託されました案件についての審査の経過と結果報告を終わります。以上です。

平野倖規議長

次に、閉会中に調査、研究を行ってまいりました防災問題特別委員会から、委員会結果報告の申し出がありますので、許可することといたします。

防災問題特別委員長　北村博司君。

北村博司防災問題特別委員長

それでは、防災問題特別委員会の委員長としてご報告を申し上げます。

本特別委員会につきましては、この３月末をもって設置期間が終了いたします。したがいまして、これが最終報告ということになろうかと思います。それでは報告を申し上げます。

昨年、平成23年３月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震によります、東日本大震災の状況に鑑みまして、本町を含むこの地域におきまして、いつ発生しても不思議でないとされております東海地震、東南海地震、南海地震による地震津波災害が危惧されているところであります。これまで想定されていた規模を遥かに上回る可能性も指摘されているところでありまして、町民が求める要望に対処するとともに、議会として本町内の防災施設等を再点検し、町民が安心・安全に生活していけるよう多角的に検討を加えまして、早急に防災計画等の見直しにあたり、町理事者に提案、提言することが求められました。二元代表制の一翼を担う私ども議会の役割を認識して、防災対策の一層の前進を図るために、その設置目的を東日本大震災の状況に鑑み、本町の防災計画等を抜本的に見直すため、必要な意見具申及び提案を行うことを定め、議長を除く残り全議員で構成する防災問題特別委員会が設置されたところであります。この防災問題特別委員会につきまして、これまでの検討の経過と結果についてご報告申し上げます。

平成23年４月26日、第１回の委員会を開催いたしまして、私、北村が委員長、松永征也副委員長の選出が行われました。

次いで、同年５月16日、第２回の委員会では、近隣の先進地といたしまして、大紀町錦地区を訪問し、谷口友見大紀町長の講和をお聞きし、かつ、若葉避難所、錦タワー、的場避難所等を視察させていただきました。

次いで、同年６月１日、第３回の委員会を開催しまして、防災問題における現状の調査として、自主防災会要望書の説明と今後の取り組みについてを検討いたしました。

同年７月20日、第４回委員会の開催を予定いたしましたけれども、台風による悪天候のため、同年７月26日に延期開催をいたしました。一般質問で指摘された防災問題の取り組み状況と防災計画の見直し進行状況について説明を受け、それに対して委員から意見を取りまとめ、防災計画に反映してもらうため、正副委員長で文書化し、議長を通じまして町長に要請することを決定いたしました。

同年７月27日、私、北村から川端議長に対して、紀北町防災計画見直し案を報告いたしました。また、同日、川端議長から尾上町長に見直し案を要請していただきました。

同年８月15日、尾上町長から川端議長に対し、議会の要請に対する回答の提出があり、翌８月16日、川端議長から委員長に文書で報告がなされました。

同年８月25日、第５回委員会を開催いたしまして、尾上町長から防災会議の結果報告をいただいたあと、私、北村が特別委員長の辞任を申し出、協議されましたが、不許可でありました。

同年11月18日、第６回委員会を開催し、三重県津波浸水予測図の速報版及び自主防災会からの要望に対する回答の説明をいただきました。また、防災計画見直し案について、改正箇所の説明を受けました。

同年12月１日付けで、再度、議会要請書に対する回答書が尾上町長から提出されました。

同年12月15日、第７回委員会を開催し、三重県防災危機管理部地震対策室　森田指導員を講師にお招きし、東日本大震災及び紀南地方大水害の実情と課題について、ご講演をいただいた後、意見交換をいたしました。

平成24年１月20日に、本町の第２回の防災会議が開催されました。当議会に要請内容が反映された素案が決定されました。

本年３月12日、第８回委員会を開催いたしまして、本委員会の存続について協議いたしましたが、本特別委員会の設置目的である、本町の防災計画等を抜本的に見直すため、必要な意見具申及び提案を行うことにつきまして、要請書及びその回答、また要請内容が地域防災計画の修正案に、ある程度反映されましたので、本特別委員会の所期の目的を達成したものといたしました。初期の予定どおり今月末をもって、本委員会を終了することを決定いたしました。

以上で、本特別委員会の検討の経過と結果報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

平野倖規議長

これで、各委員長からの報告を終わります。

続いて、各委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に対する質疑については、議員申し合わせ事項により、所属する委員会の質疑は行わないこととなっておりますので、ご協力をお願いします。

したがいまして、議長を除く全議員で構成する庁舎建設等調査特別委員会及び防災問題特別委員会の委員長報告に対する質疑は省略いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

異議なしと認めます。

したがって、庁舎建設等調査特別委員会及び防災問題特別委員会の委員長報告に対する質疑は省略いたします。

まず、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第１号　人権が尊重される紀北町をつくる条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

13番　平野隆久君。

13番　平野隆久議員

総務財政常任委員長にお伺いします。

これ、先ほどの委員長報告の際に、質疑２件、賛成討論１件、全員賛成ということを報告されたんですけども、３月６日の議案質疑のときに、委員長が質疑されまして、この案件について。この案件には賛成なんですけどいうような発言があったと思うんですけど、そういった時点で、この議案第１号を審査するうえにおいて、公正に審査されたのか、その点にいて、内容がありましたら報告お願いしたいと思います。

平野倖規議長

総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

はい、お答えを申し上げます。本会議でですね、教育民生常任委員会所属のものでありましたが、私はあえて質問させていただきましたが、賛成という言葉はですね、総務財政、すみません。賛成という言葉はですね、使っておりません。以上です。

平野倖規議長

平野隆久君。

13番　平野隆久議員

今の委員長は、教育民生常任委員長の所管分ということだったんですが、これ最初の審査分けるときに総務財政常任委員会に委員会付託するということになっておりましたんで、今の答弁ではね、教育民生常任委員会が所管するという内容でしたんで、その点については訂正をお願いしたいと思います。

それで内容についてね、賛成という言葉は言ってませんけども、これについては良いと思いますがというような言葉を出して質疑されたと思います。その点について、委員長の場合

は、例えば同数の場合は委員長採決という状況も考えられますので、やはり公正な審査をする場合、委員長でやられると公正な審査ができないんじゃないかということで、今回、報告がありませんでしたので、その点についての答弁を求めました。以上です。

ただ、あくまでも委員長が、所管する、審査をする委員長が、質疑の中で、これ確かこの条例については良いことだと思いますけどということで述べられていましたので、委員長の立場として、この案件を少しちょっと擁護するような発言がありましたので、審査が公平にされたのかどうかについての報告を求める答弁を求めました。以上です。答弁を求めます。

平野倖規議長

松永総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

私のね、少しの勘違いもあったと思うんです。ということはね、この議案は住民課が担当なんですわ。住民課の場合は事務分掌でも書かれておると思うんですが、教育民生の所管になるんですね。その辺があってね、私はちょっと確認がしてなかったのはね、ちょっとうかっとしておったんですけども、これは教育民生で扱われるものと私は思っておりましたので発言しました。

それとね、この人権を尊重するという条例であるわけなんですけども、この人権を尊重するということはね、本当に重要な、必要な、素晴らしいことだと私は常々思っております。それでもう憲法でも保障されておるし、それで世界人権宣言もされておる。まだですね、遅いぐらいじゃなかったんかという気が常々しておりますので、賛成という言葉じゃないですけどもね、私の意見を出させていただきました。以上です。

平野倖規議長

13番　平野隆久君。

13番　平野隆久議員

委員長に求めておる、僕の質疑というか、ことをちょっとはき違えておるような気がするんです。だから、その勘違いしている、所管の件に関しては勘違いしていようが、勘違いしてまいが、所管は総務財政委員会ですもんで、そのうえで発言があったと。

それで、今も言いましたね。私はこの条例に関してはこれは良いことだと思いますのでということで言われたことなんで、僕の言いたいのは、その委員会の中でね、公正に審査される委員会の中で、ちゃんと公正に審議されたんですかということに対して、答弁を求めていますので、その点についての答弁をお願いしたいと思います。

平野倖規議長

松永総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

公正にね、公平に審査はいたしました。

平野倖規議長

川端龍雄君。

15番　川端龍雄議員

ちょっとはっきりせんと住民の方もね、誤解すると思うんですけどね。これ住民課のって言いましたけど、これ議案の初めの説明会においても、新しい議案にしては総務課で審議するということが、この課長からも説明があったはずです。その点ちょっと、それが勘違いしておるんなら勘違いと、これあくまでも、住民課は教育民生ということになると、住民の方がこれちょっと誤解を招くと思うのでさね、その点はっきり、ちょっと勘違いしたんか、いや私の言うのが正しいというのか、それちょっとお答えいただきたい。

平野倖規議長

松永総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

勘違いです。この付託されるという付託表ですね、所管の。これをですね、説明受けておりません。私はその後見てちょっと、これはちょっと勘違いしておったんかなという気がしましたけども、最初にですね、何も付託表を説明いただいておりません。以上です。

平野倖規議長

川端龍雄君。

15番　川端龍雄議員

勘違いなら勘違いしておったらね、今、この場で付託表まで戻ると、少しちょっと委員長として問われることもありますのでさね、その点はちょっとあんまりここで言わないほうが私はよいと思います。答弁要りません。

平野倖規議長

松永総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

過去にもね、私の経験ではね、なかったことなんですわ。新規の条例についてはすべて総務財政ということについてですね、私は全然聞いていなかったもんですから、そのようなこ

とになります。

平野倖規議長

ちょっと、挙手でちょっと言ってくれませんか。

北村博司君。

18番　北村博司議員

いや議長ね、やっぱりね、新設条例は総務というのは、私どもは旧町の時から、そういう議会の、区分けされておるわけですよ。これは、私は基本的な知識のうちの１つだと思います。そういう意味でですね、ちょっとその辺が説明を受けた、受けなかったという話になってくると、議長の権威に関わってきますから、ねっ。議会事務局というのは、議長の事務部門ですから、そこは明確に議長のほうから、おっしゃってください。これは、議会の権威に関わってきます。

平野倖規議長

説明せんかいということですか。

次長より説明させます。

脇俊明議会事務局次長

新設条例の振り分けに関しまして、色々文章を探しましたけれども、明確に書いたところはございませんでした。ただし、これまでの慣習的な取り扱いとして、総務財政で行っているということで、今回そういう案を提示させていただきました。

以上でございます。

平野倖規議長

先ほどから松永委員長は、もう勘違いという面が、多々発言されておりますもんで、人間、誰しも勘違いというのはありませんもんで、今後、気をつけると思いますので、そこはよろしくご理解してやってください。お願いします。

そういうことで。

（「了　　解」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で質疑を終わります。

次に、議案第３号　紀北町公告式条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第５号　紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、質疑を行います。

　質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第６号　紀北町税条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

　質疑される方はありませんか。

　中津畑正量君。

14番　中津畑正量議員

　はい、14番。１点だけ、委員長にお聞きします。

　審議の過程の中で、たばこ税の税率が大きく引き上げられたんですが、これについては、前から国鉄の清算事業団に対する１本１円の引き上げから、ついこの間も引き上げられて、今回は３回目ということになろうかと、僕の知っている範囲ではなろうと思うんですが、この引き上げについてですね、安易な格好でのこの引き上げを、ずっとされておるんではないかというような意見は出なかったですか。

　それと、やっぱりたばこを喫う人は、やっぱりそれだけの税金を払っているんですから、当然その他の人に、喫わない人に迷惑かけることも考えて、喫煙場所等の整備も同時にやらなくてはいけないじゃないかというような意見は出なかったですか、その２点だけお聞きします。

平野倖規議長

　松永総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

　安易な考えということは、一切、質疑はなかったです。

　ただですね、軒並み税収が下がっているが、たばこ税だけが上がっておるということで、このことをですね、町広報で知らせるべきではないかというような質疑がありました。これに対してですね、健康のための禁煙活動が進んでいる中で、町広報でＰＲすることが難しいと思いますと。町広報の担当課と相談しますという答弁があった、以上です。このことだけ

質疑がありました。

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第15号　三重紀北消防組合規約の変更に関する協議について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第16号　三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第17号　三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第18号　三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）について、総務財政常任委員会にかかる部分について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算について、総務財政常任委員会にかかる部分について、質疑を行います。

　質疑される方はありませんか。

　平野隆久君。

13番　平野隆久議員

　総務財政委員長にお伺いします。43ページの一般管理費の中で、地域自治区活動推進事業ということで、61万 8,000円ですね。これ出ているんですけども、これは地域協議会の構成委員の費用弁償だと思うんですけども、これについては今年で２年任期終わって、来年度からまた２年任期が始まると思うんです。

　この点について報告を、先ほども委員長報告の時にはなかったんですけど、この中身については議論は、審査はされたのかどうかについての報告を求めます。

平野倖規議長

　松永総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

　地域自治区の関係のですね、経費についての質疑は全然出ませんでした。

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　これで、特別やで。

　東清剛君。

11番　東清剛議員

　さっきの12月議会で付託されていると思うんですけども、環太平洋連携協定、ＴＰＰへ交渉への参加に反対する意見書というのを。

（「議題外」と呼ぶ声あり）

11番　東清剛議員

　ですから、委員長にちょっと伺いたいんですけども、その辺のことは、いかがですか。

平野倖規議長

　これは、議題外で、後でまたＴＰＰのやつは出ますもんで、その時、質疑してください。

11番　東清剛議員

はい。わかりました。

平野倖規議長

これで、総務財政常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

平野倖規議長

ここで、暫時休憩いたします。

２時40分まで。

（午後　２時　25分）

平野倖規議長

休憩前に引き続き再開いたします。

（午後　２時　40分）

平野倖規議長

次に、教育民生常任委員会にかかる案件についての質疑を行います。

議案第２号　紀北町総合支所条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

議案第４号　紀北町集会所条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

議案第７号　紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について質疑を

行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第８号　紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第９号　紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第11号　紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第12号　紀北町立公民館条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第13号　紀北町集会所の指定管理者の指定について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）について、教育民生常任委員会にかかる部分について質疑を行います。

　質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第20号　平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について質疑を行います。

　質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第21号　平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）について質疑を行います。

　質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第22号　平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）について質疑を行います。

　質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会にかかる部分について質疑を行います。

　質疑される方はありませんか。

瀧本攻君。

５番　瀧本攻議員

ストックヤードの件で、お尋ねいたします。

先ほど、委員長に依頼して、休憩中にこの１億 5,600万円の書類をもらったんですけども、安全管理費、解体費、何もわからんわ、これ。私、執行部としていかがなもんかと思う。委員長その辺のところ、どういうふうに答弁されたのか。

それとですね、これは来年度にまたがって 5,000万円の建物を建ててやるというようなこともおっしゃったんですけども、その辺に対するご回答をお願いいたします。

平野倖規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

ストックヤードの建設費で、煙突の解体等の予算についてですが、それにつきましては、担当課長の説明を受けましたが、当委員会でわからないところがありましたので、会議終了後、資料の提出を求めまして、その資料をいただいたわけです。

したがって、その資料の中身については、委員会としては議論はしておりません。以上です。

平野倖規議長

瀧本攻君。

５番　瀧本攻議員

まあ、してなかったら、しょうがないですけどね、質問する趣旨もなくなっていくんでね、してないということになると。そういうことで、了解というよりも、半了解やね。質問はできんのかね、わからん。まあ、いいです。答弁いいです。

平野倖規議長

東清剛君。

11番　東清剛議員

11番。今、同じところなんです。ストックヤードの件なんですけども、これは今日の委員長報告受けたの、委員会が開催されたのが、３月８日ですよね。その前に質疑の中で１億円、概略の話、 9,000万の、 9,000万かどうか、ねっ、そういう話がされた。それで、たぶん今日は相当詳しくいろいろ中身について、説明いただきましたけども、その中で、委員長が一般質問されておるんですよね。３月14日かな、この件に関して。その中で、１億 5,000万円

とか、何とかという数字が随分出たように思うんですよ。

ですから、委員長として、もう既に８日の日に知りえた情報があるにも関わらず、ちょっと何というのかな、一般質問されておるのが、どうかなという気がするんですよ。それで、ただもう１つはその数字なんですけども、１億円という数字が、どのような数字であったか、それで元々その１億円って、質疑でいわれた１億円なんですけども、それは、落札価格であったような説明を受けてね、元々の設計予算というのが、これ今日の委員長報告の中ではありましたけども、どこですか、伊賀市の伊賀市南部清掃工場、解体工事を参考にしたというところで、設計価格というのはね、２億 6,600万円だった。その結果、入札が行われて、それが１億 489万 5,000円、それが１億円という数字が出てきたところなんですよ。

それで、もう１つあるのが、去年のですか、22年３月９日の教育民生常任委員会で出された数字というのは 9,000万円という、それは全く何らしっかりした根拠がなく、伊賀の解体工事が落札されたのが、１億 500万円近くだったんで、それから、規模等を勘案して、出たのが 9,000万円というのが、多分、教育民生常任委員会の中で説明された数字で、１億円と 9,000万円とまったく違うところでの数字が発生しておるような感じなんですよ。

その辺のことをちょっともう少し委員長は、どのように委員会の中で理解されて、担当の課に質疑されたか、お伺いいたします。

平野倖規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

このですね、１億 5,000万円とか、１億とか、9,000 万という金額なんですが、いろいろの数値のとらえ方が、各委員の中でもありましたので、私はこの委員会の中で述べられたことは、全てそのままに報告しております。以上です。

平野倖規議長

東清剛君。

11番　東清剛議員

よくわかりました。じゃあ、もう１回確認なんですけど、私の言っとるのが、よろしいわけですか。伊賀南部清掃工場の解体の予算額というのが、２億 6,604万円、それが落札では、落札価格でしたら１億 489万 5,000円で、それで約１億という数字になったんかなと思われる。これも基に22年の３月９日の常任委員会の中では、概算の試算として 9,000万というのが示されたという。ですから、今回の１億 5,000万円というのは、改めてしっかりした設計

をしなおしたら、こういう結果になったという取り扱いでよろしいわけですね。そういう理解してよろしいですね。委員長、いかがですか。

平野倖規議長

審議したんか。委員長の独断で言えへんで。

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

今の数字についてはですね、先ほど私が委員長報告で申し上げたような内容であって、それ以外のですね、掘り下げたことについては、質疑とか発言はありませんでしたので、全て委員長、先ほど委員長報告したとおりでございます。以上です。

平野倖規議長

北村博司君。

18番　北村博司議員

何かですね、ちょっと私はおかしいと思うんですよね。委員長報告された方は、今回の議題内のことを一般質問しとるんですね。普通は私は、これは控えるべきだろうと思います。今の前者の質疑のやり取りからみていると、あるいは答弁みとると、ほとんどのことが常任委員会の中で審議されておる。一般質問するんだったら、委員会の中で十分、副委員長と交代するなり、何なりすればいいんですよ。私はそういう常任委員長の立場で、しかも議題について一般質問するというお気持ちがわからんですわ。まずそれについて、お答えいただきたいことと。

１点、具体的にお尋ねしますけれども、私が知るかぎりですね、一般質問の時に、何で今まで、要するに負の予算を放ったらかしておったという趣旨のご意見だったんですが、あの旧焼却場についてはですね、周辺の地区に相当煤塵をまき散らした。ダイオキシンの疑いが出て、大変問題になってきたんですよ。西風が吹くと、私の住んでいる自宅の上に、煙がかかっていたんですよ。笑い事じゃないんですよ。それ大変問題になって、これ撤去・解体することについては、随分時間がかかったんですよ。大阪府の何町だったかな、解体・撤去するのに10億円台の費用をかけてます。これは、かなり前ですけど。

それで、国の補助制度が確かその結果できたと思うんですが、簡単にやられては困るんですよ、周辺住民は。大変なことになるんですよ。公害をまき散らすことになる。そこを委員長がですね、安ければいいみたいな、趣旨のお尋ねだったんですが、その辺、十分審議されてますか。周辺住民なり、周辺の環境に対して、解体の結果、ダイオキシンをまき散らすこ

とにはならないのかという、ごく、最も大切なことを議論されているのか。報告になかったように思いますが、お答えいただきたいと思います。

平野倖規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

北村議員の質疑の内容につきましては、委員会の中での質疑等はございませんでした。

平野倖規議長

北村博司君。

18番　北村博司議員

住民にとって、最も大切なことですよ。それを審議、質疑がなかったという、一過性のご答弁では私は済むとは思いませんがね。これは、本来でしたら、再付託を要請すべき問題ですわ。肝心なことを審議していないんですね。それは、随分長い経過、あそこは止めてから、長いことかかってます。で、ダイオキシンがどれだけ、炉内とか、煙突内にどれだけ蓄積しとるんか知りませんけれども、それが環境の破壊につながらないかということを、審議がございませんでしたって、これちょっと町民に対して冒涜しとるんじゃないですか。常任委員会の責任を、私、果しているようには思いませんがね。再度、それで十分なんですか。なぜ、じゃあ一般質問でおやりにならなかったんですが、その部分。

平野倖規議長

玉津教育民生常任委員長。

玉津充教育民生常任委員長

ダイオキシンでですね、当委員会で話が出たのは、この工事に関わる、その作業に対する資格だとか、そういうもので出まして、周辺地域の環境問題については、討議はなされませんでした。以上です。

平野倖規議長

北村博司君、それでいいな。

18番　北村博司議員

はい。

平野倖規議長

入江康仁君。

６番　入江康仁議員

今ね、教育民生常任委員長にいろいろな方々がですね、質問をしております。

しかしですね、これはもう委員長の立場からやったらですね、誰もがもう経験しとることなんで、今、北村議員さんも言われるようにですね、一番長老であって、いろいろな仕組みはよく知っている方なんで、だったらですね、私も以前いろんな問題等々によってですね、その常任委員会に対しての質問もたくさんやってきました。なぜ問題になっている、こういうとこをしないんだ、しないんだということもあったけど、委員長の答弁としては、なかったら、そういうような審議はしなかった。審査はしなかったという答弁で終わりやったんですね。それは、一番北村議員よく知っていると思う。

だったら、委員会の方々が審議できるように、一般会計会計予算の中でですよ、やはり議員そのものも、また町民もこう思っとるよというんやったら、質疑してかなあかんですよね。それなら議員が質疑したら、委員会として、こういう意見もあったから、ここはどうだという当然の審査、審議をやると思います。今、現実にですね、終わってしまってさ、報告が終わって、今までなぜやらなかったんだ。もう１回って、これはちょっと筋の通らない意見なんで、委員長もあっただけのことを報告したらいいだけのことであるんでね、ちょっとそこは皆さんもご理解をね、してやっていただきたいと思います。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

あと、１回あるで質疑。

18番　北村博司議員

いやいや、今のは議事進行なんですか。何ですか。

質疑でしょう。明らかに討論ですよ。議長、即、注意してもらわな困る。それで私が申し上げたのは、本会議で質疑なくても、お任せしとるわけだから、重要なことは委員長が副委員長と交代してでも発言すべきですよ。まして、一般質問で議題内のことを取り上げておるんですよ。つまり意識がなかったということになるんです。

それで、今、私に反論された方は、勘違いされてますが、委員会が審議しなかったら、審議をし尽くしていないということで、再付託要請の動議が出せます。仕方ないで済ますわけにはいかないんですよ。もう一遍やり直しなさいということになるんですよ。常任委員会が職務を全うしてなければ、当然やり直せという本会議の議決ができるんですよ。それを、今、私に反論というんか、何か私の言うとるのか筋が通らんようなことになっておる、言ってますが、議長、ご答弁いただきたいと思います。

平野倖規議長

北村博司議員からも、議事進行ということでございますので、これはもっともなことで、もっともな話なんですけども、これはやっぱり答弁するのが、教育民生常任委員長で、玉津君であります。これ、私は玉津君の代わりに私がどうのこうのという権限は要してないので、今後そういうことは各常任委員長にもなっておる方にもお願いしておきたいと思うんですけども、こういうようなことは今後、起こらないように十分また注意して審議お願いしたいと思います。

18番　北村博司議員

再付託できるんでしょう。

平野倖規議長

それについては、私はそれは今、私がそういうことを言うとる時点で、収めていただきたいという意味合いも含まれておりますもんで、ご了承いただきたい。そういうふうに思います。疑義は、北村博司君も、議会運営委員へ入って、議事進行とか、いろいろなことに至ってはちょっと、遠慮していただきたいという立場でありますもんで、質疑でこれからお願いしたい、そういうことをお願いして。

入江議員。

６番　入江康仁議員

議事進行。

ちょっといやいや、それはね、今、私、これ確認だけしておかなあかんのは、今、北村議員さんはですね、委員会において、委員長であるならばですね、いろいろな諸問題をなぜしなかったんだということを、委員長に言っておるわけですね。だったら、委員会の中で、委員から質疑がなかった場合ですね、提案、皆委員長が提案出してやるんですか。

今、北村議員さん言っとるのは、そういうことになるんではないですか。僕は委員長として、その常任委員会をスムーズに進めていくのが、私は委員長の１つの第一の使命だと思うんですね。なら、そういう問題がなかったら、委員長そのものから皆提案出して審議させるわけなんですか。そうじゃないと思うんですね。議長、そこだけちょっと見解をちょっとしておいてください。議事進行やで、その見解だけ、どうやということを、そやなけりゃさ、我々もいつ委員長になるかわからんから、委員長の立場等もちゃんと理解しておかなあかんと思うんで、よろしく。

平野倖規議長

私の見解を述べさせてもらいます。

それは入江議員の言うとることも、これはもっともなことだと思います。もしも仮に、私が委員長であった場合、こういうふうな問題があった場合、自分で提起するべきところは提起して、提起しなくてもええようなところは、提起しません。一応、議案として教育民生に任された以上は、委員長はそれを熟読して、何を問題点があるか。それをやっぱり、このことについて皆さんご意見ありませんかというのも、これは委員長の務めであり、他の議員の人も質問するのが、義務やと思います。これはやっぱり委員長の採択というのが、そこで生まれて来ると思いますので、それはよろしいか、よろしいかでは、いけないのではないか。そういうふうに、私の見解しては、そういうふうに思います。

それだけ委員長と、長が付いたら、それだけ重みが大きいということですもんで、その点を皆さん協力してやってください。委員長、各委員長に対しても、よろしくお願いします。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

議事進行ですか。

15番　川端龍雄議員

議長のちょっと見解を聞きたいんですけどね、やはり委員長もね、何もかも、これ皆さんの今のあと16人、議長抜かして委員長抜かして、16人の考えをわかるということは、それはちょっと不可能です。それを、これまでさね、やあそれは言うてない、住民に言うてない、俺とこのとこへ灰が飛んで来たって、冒涜しとるというような委員長に対してね、もう少しそこのところにも配慮ないと、そんなら先ほど入江議員言われたように、こんな大事なことやったら、委員会でこうこうで質問してくれと。今まではそんなような感じでやってましたんですわね。やはりそこをせんと、これからのそうしたら委員長は何もかも、それをさね、してない、してないと、ほかの16人のことを、その聞くということはちょっと、考えを整理することは不可能と思うんですわ。そやから、今までは質問してない、審議にしてないところは、これは発表せなんだけど、それは必ずしも良いとは思いません。やはり、できれば、この本会議でさね、その委員、自分と委員に入ってない時は、こういうような質疑してくれということも、ご協力も私は大切やと思うんですけども、その点、議長の見解をお伺いします。

平野倖規議長

川端議員さんも合併して、過去、議長は私で何名や。３回もやられた偉大なる議長は、私

のような初めてなった議長に、議事進行というのは、ちょっと嬉しいやら、もう緊張しとるんですけど、前議長の言う通り、その通りやと思います。前議長な、前議長の言うことはもっともやと思います。この問題がね、委員長報告に対しては、今回もそうですけども、前回もそうやったけどね、あまりにも長すぎる面もあって、これは議会改革で今年度中に、一回この問題も提議して、いかにして、この問題を簡素的に皆さんにわかりやすいようにしていくのか、議会改革の一旦じゃないかと、そういうふうに思っておる一面もあるんです。そういうことも、またその時に皆さん方にちょっとご相談したいと思いますので、その時はいろいろまとめて、皆さん方の思っておる意見を言っていただいて、それを克服していくと、そういうふうにしていきたいと思いますので、その点、よろしくご理解いただきたいと、そういうふうに思いますので、その点で、そういうふうな見解で、ちょっとご勘弁していただきたい、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

東清剛君。

11番　東清剛議員

議長の言われるの、まったくよくわかってます。ただね、今回、常任委員長、所管、気がつかなかった、そういう中で、委員長である玉津さんがね、一般質問をされたというところが、やっぱりちょっと一番問題かなと思うんですよ。ねっ、そのようなことが今後発生する可能性もあるわけですよ。ですから、当然、一般質問するぐらいだったら、もう少し委員長、委員会の中でね、詳しくやれよという意見かもしれません。そういうところを、いかがね、今後やっていくか。その辺の見解だけお示しください。

平野倖規議長

質疑ですね。議事進行。先ほどから、議事進行でたくさんちょっとおっしゃることで、言うとることは１つやと思います。先ほどから私は言うていますように、個人、もうはっきり言うたら、個人の特性というんですか、玉津委員長のまた１つの玉津像というのがあって、また我々１人の像というのはあると思うんです。その像が出るか、出やんかによって、その人の価値というのはありますもんで、それをむやみに止めたりするのもいかがなものかと思うし、一般質問に対しては、それをしたらあかん、ええということも、我々議員としては個々の自由である。それで、注意さすのも、またこれは１つの問題やと思うんですね。それはあかん、ええということはできません。まだ足りませんか。まだ言えというんやったら、言いますけど、言葉だんだん荒くなってきたらあきませんもんで、その点でよろしくご理解ください。お願いします。

（「議事進行」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第25号　平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第26号　平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第27号　平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第１号　公的年金制度の改悪に反対する意見書を求める請願書について質疑を行います。

質疑をされる方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を終了します。

次に、産業建設常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第10号　紀北町営住宅条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

議案第14号　紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

北村博司君。

18番　北村博司議員

産業建設常任委員長にお尋ねいたします。

先ほどこの案件について、質疑・討論なかったと言われたんかな、報告では。討論がなかったというだけやったんかな。で、１つお尋ねいたしたいんですけど、選定報告書によると、委員が２、４、５、６人ですか、で、審査されて、点数でこの特定非営利活動法人ふるさと企画舎が 507点、これ報告せなんだかな、 507点で、計数的に選ばれたというふうに聞いておりますが、報告はなかったんかな、これ。ちょっと私はたまたま知っておるだけなんか、それはともかくとして、この審査にあたってですね、この最高の評価をとられたＮＰＯ法人のふるさと企画舎の定款とか組織の内容、あるいは決算書、その他についてご審議なさったでしょうか。いかがでしょう、お答えいただきたいと思います。

平野倖規議長

太田産業建設常任委員長。

太田哲生産業建設常任委員長

ただいまの質問にお答えいたします。先ほどの件は委員長報告で概要を触れました。それで、この中のＮＰＯ法人の定款とかの審議なんですけど、このことについては質疑はありませんでした。以上でございます。

点数については、ちょっと待ってください。その点につきましては、質疑がなかったんですけど、ふるさと企画舎については 507点、次点でございますけども、社会福祉法人慈徳会さんが 416点、これは桃朋園という第一病院の近くでされているところ、それから特定非営利法人のワーカーズコープ、これは東京に事務所がありますが、各都道府県に仕事をつくるということを目的に、非営利法人の活動をされているグループ、これが 409点、それから有

限会社仲國建設さんが 380点ということで、この４社でございました。この内容につきましては、町のホームページでお知らせております。以上でございます。

平野倖規議長

北村博司君。

18番　北村博司議員

４社ですか、４社ですけど、今回、指定管理の案が出されておられるふるさと企画舎の組織内容その他は審議の対象にしてないということですね、先ほどのお話ではね。私はどうもですね、このふるさと企画舎の組織内に、本町議会の議員が入っているように思うんですが、社員というようなことで、これこの方と本町の議会の議員は同姓同名でしょうか、別人ですか。同一人物ですか。社員の中です。理事じゃなしに社員の中に。確認、ご存じかどうかお聞きしておるんです。

平野倖規議長

太田産業建設常任委員長。

太田哲生産業建設常任委員長

ただいまの質問の件でございますが、指摘された議員は正会員であります。登記された役員ではございません。以上です。正会員でございます。

平野倖規議長

北村博司君。

18番　北村博司議員

いや先ほど審議してないと言われるわりにはご存じだったわけですけども、それはともかく、本会議質疑において、この議員がですね、この指定管理について質疑をされてますね。それでこの審査会の顔ぶれに、地元の漁協の組合長が入ってないということを、確かおっしゃっられて、選定されたのはここで良かったけれどもという趣旨の発言をされていますが、ご記憶にあると思うんですが、私はちょっといかがなものかと、私は思うんですけどね。誘導するような、委員会の審議を誘導するような発言ですね。つまり会員の方が、地方自治法には抵触しないとは思いますけれども、理事じゃありませんのでね。いずれにしても、ここの法人の活動に責任を持っておる正会員、会員総会もありますね、定款を拝見しますと。その方が、その議員がですね、この本会議場で審査会の顔ぶれにちょっと問題視されましたけれども、私はちょっと、委員長いかが、誘導されたということないですか。私はちょっとね、偏った結果を招きかねない。町民から言うたら、いかがなものかというところがあると思う

んですが、いががでしょう。

平野倖規議長

　太田産業建設常任委員長。

太田哲生産業建設常任委員長

　先ほどの質問にお答えいたします。産業建設常任委員会としては誘導されたことはありません。以上です。

平野倖規議長

　北村博司君。

18番　北村博司議員

　いや私は、先ほどですね、再付託要請という動議を出すことは可能だと申し上げました。先ほどの一般会計の中だとね、全体に対してのことになってしまうんで、現実には困難ですね。ただこれは、単発の条例ですから、もうちょっとちゃんと指定管理申請した組織内容もきちんとすべきじゃないですかという、やり直してくださいという動議は、私はできると思うんです。ただ、せっかく委員長が明快にお答えになりましたんで、太田委員長の、尊敬する太田委員長ですから、控えておきます。以上です。

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）について、産業建設常任委員会に係る部分について質疑を行います。

　質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第23号　平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第２号）について質疑を行います。

　質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

　以上で、質疑を終わります。

　次に、議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算について、産業建設常任委員会に係る

部分について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第28号　平成24年度紀北町水道事業会計予算について質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

これで、産業建設常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第４

平野倖規議長

次に、日程第４　閉会中の継続審査申請書の件を議題といたします。

総務財政常任委員長より、お手元に配付しました申出書のとおり、意見書案について、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

ただいまから、本件についての質疑に入りますが、継続審査の理由に対する質疑のみとなりますので、よろしくお願いします。

それでは、意見書案に対する継続審査の申し出の理由についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

東清剛議員。

11番　東清剛議員

11番、先ほどは失礼いたしました。理由についてのみの質疑だということなんですけど、こういう理由を引っ張り出す経緯等について、説明可能でしたらしていただきたいと思いますけども、いかがですか。

平野倖規議長

松永総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

質疑にお答えいたします。申し出の理由については、ご覧のとおりなんですが、委員会審議を通じて全般的に申し上げますと、３点ほど理由があるということです。１つは、国の事前協議、事前協議がですね、一部の国と始まったばかりで、まだまだ進んでおらんということ、
それから政府の方針ですね、これについても不透明で、まだまだ不十分、示されていないと。それから３カ国ですね、当初は10カ国ということで進んでおったんですけど、最近になって３カ国ほどですね、名乗りを上げてきておると、カナダと、それからメキシコとコロンビアですね。そのような状態でまだまだ不透明なところがあるので、継続審査にしてもらってですね、まだ引き続いて審査をさせていただきたいという理由でございます。

平野倖規議長

東清剛君。

11番　東清剛議員

よくわかりました。私も請願、意見書のお願いした１人なもんですから、私はね、当然こういう中山間地域の議員であって、当然、ＴＰＰにおいて農業に関してはね、一番影響を受けるんじゃなかろうかと思います。もうすでに林業界というのは、もう昭和の20年代に関税をなくして、そうした結果、外材に皆押されて、こういう林業が衰退してしまったということがあるわけです。ですから、その辺も踏まえてね、これ農産物がそれこそ関税がなくなったら、特にこの地域というのは米が主体なんですよ。大半が 110何haというのが、ほとんど生産でお金に替えている人というのは、それが一番多いと思います。特殊な人というのはイチゴ、ミカン、トマトですか、ありますけども、本当の一部の人でありまして、全体にやっぱり影響するのは米作やっておる人たちね、そういう人がこの地域でやっぱり自然環境なり、国土の保全ということでね、大変な役目を担っておるわけです。ですから、その辺も考えてね、今後は審議をしていただくようにお願いいたします。

平野倖規議長

松永総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

そのようなことを十分に踏まえまして、今後もですね、継続審議として、審査として進め

ていきたいと、この申し出が通った場合ですね、していきたいという気持ちでございます。

平野倖規議長

川端龍雄君。

15番　川端龍雄議員

今、我々これをいただいたんですけど、この住民が何を審議、継続審議ということは、ちょっとわかりにくいこともありますのでね、委員長、この中のこの事件とか理由、何を継続審査しておるということ、少しここで、この文書をさね、知らしていただきたいんですけど。

平野倖規議長

松永総務財政常任委員長。

松永征也総務財政常任委員長

継続審査の申出書の理由について申し上げます。本意見書については、意見書に書かれている環太平洋連携協定（ＴＰＰ）の内容についての情報が不足しており、また、国の交渉への参加の動向等に対して、調査、研究する必要があり、さらに審査を要するためという理由でございます。

平野倖規議長

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第４号について、総務財政常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

（　多　数　挙　手　）

平野倖規議長

挙手多数です。

したがって、意見書案第４号は、委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

平野倖規議長

これより、各議案の討論、採決に入ります。

日程第５

平野倖規議長

日程第５　議案第１号　人権が尊重される紀北町をつくる条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第５　議案第１号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第６

平野倖規議長

次に、日程第６　議案第２号　紀北町総合支所条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

　次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

　これで討論を終了し、採決いたします。

　本件に対する委員長の報告は可決であります。

　お諮りします。

　日程第６　議案第２号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

　挙手全員です。

　したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第７

平野倖規議長

　次に、日程第７　議案第３号　紀北町公告式条例の一部を改正する条例を議題といたします。

　討論を行います。

　まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

　次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

　これで討論を終了し、採決いたします。

　本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第７　議案第３号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第８

平野倖規議長

次に、日程第８　議案第４号　紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第８　議案第４号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第９

平野倖規議長

次に、日程第９　議案第５号　紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第９　議案第５号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第10

平野倖規議長

次に、日程第10　議案第６号　紀北町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10　議案第６号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第11

平野倖規議長

次に、日程第11　議案第７号　紀北町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11　議案第７号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第12

平野倖規議長

次に、日程第12　議案第８号　紀北町立老人ホーム赤羽寮条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12　議案第８号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　多　数　挙　手　）

平野倖規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第13

平野倖規議長

次に、日程第13　議案第９号　紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13　議案第９号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第14

平野倖規議長

次に、日程第14　議案第10号　紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14　議案第10号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第15

平野倖規議長

次に、日程第15　議案第11号　紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15　議案第11号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第16

平野倖規議長

次に、日程第16　議案第12号　紀北町立公民館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16　議案第12号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第17

平野倖規議長

次に、日程第17　議案第13号　紀北町集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17　議案第13号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第18

平野倖規議長

次に、日程第18　議案第14号　紀北町森林公園オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18　議案第14号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　多　数　挙　手　）

平野倖規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第19

平野倖規議長

次に、日程第19　議案第15号　三重紀北消防組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19　議案第15号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第20

平野倖規議長

次に、日程第20　議案第16号　三重県自治会館組合の共同処理する事務の変更及び三重県自治会館組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20　議案第16号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第21

平野倖規議長

次に、日程第21　議案第17号　三重県市町職員退職手当組合の解散に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21　議案第17号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第22

平野倖規議長

次に、日程第22　議案第18号　三重県市町職員退職手当組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22　議案第18号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第23

平野倖規議長

次に、日程第23　議案第19号　平成23年度紀北町一般会計補正予算（第６号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23　議案第19号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第24

平野倖規議長

次に、日程第24　議案第20号　平成23年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24　議案第20号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　多　数　挙　手　）

平野倖規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第25

平野倖規議長

次に、日程第25　議案第21号　平成23年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25　議案第21号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　多　数　挙　手　）

平野倖規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第26

平野倖規議長

次に、日程第26　議案第22号　平成23年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第26　議案第22号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第27

平野倖規議長

次に、日程第27　議案第23号　平成23年度紀北町水道事業会計補正予算（第２号）を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第27　議案第23号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第28

平野倖規議長

次に、日程第28　議案第24号　平成24年度紀北町一般会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

瀧本攻君。

５番　瀧本攻議員

議案第24号　平成24年度の紀北町一般会計予算に反対の立場で意見を述べさせていただきます。まず、本予算は23年度と比較して８億 3,000万円ぐらい増えております。だから 101億 1,500万円、これが実質中身を見ますと、この中に庁舎移転７億 200万円、それから懸案の事件の奥山町長以来の、いわゆる海岸整備事業２億 5,200万円、ストックヤード１億 5,600万円、これを全部足すと11億 1,000万円になります。これを引くとですね、昨年度の予算より少ないわけですね、２億 8,000万円。だから、また尾上町長は緊縮財政をやっとる。もっと財政出動してやらなかったら、雇用が生み出されない。財政の基本がわかってない。地方公共団体などがですね、行政活動や公共政策の遂行のために行う資金の調達、管理、支出などを、これを財政と言っておるわけですよ。今、この３点、私申し上げたやつは、今からの引きずりのやつですね。新たな予算が何もない。これでは町民はですね、がっくりすると思うんです。目玉の商品がないんですから。庁舎移転にしても、それからストックヤードにしても、それから海岸整備についても、これは今までのいわゆる引きずりのやつです。目玉商品ない。これでは到底、私は賛成しかねます。

以上で、私の反対討論とさせていただきます。

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

樋口泰生君。

３番　樋口泰生議員

賛成の立場で討論させていただきます。私は合併協議会において、民間委員として審議に加わり、本庁舎の事務所の位置を決するにあたり、当時、長時間を費やしてまいりました。その後、当時、互譲の精神のもと、苦渋の選択の意味合いを深く噛みしめてまいりました。そこで両町の融合が最も重要な課題と信じ、現在に至っております。両区の均衡のとれた進歩の発展のため、まずはこの議決が必要不可欠と考えます。よって、賛成の立場をとらせていただきます。以上です。

川端龍雄議長

原案に反対討論される方はありませんか。

奥村武生君。

９番　奥村武生議員

原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

新町の事務所の位置についての文言は、私は問題があると考えております。

それから、その時に、本来は分庁か、両町の中間に置くべきというふうな内容にすべきであったと考えるわけです。

それから、合併についてはですね、海山の住民の方は海山の餌を売り渡した合併協定であるというふうにも言っておられます。私はこの人たちの声を言うべき立場にあるというふうに考えて、反対討論に立ったわけです。

それから、その合併協定に至るプロセスの中でですね、平成14年だったと記憶しておりますけども、浜千鳥リサイクルより内容証明において、数十億の損害賠償を請求するものが送られて来ております。このことについても、合併協定の中で一言も触れられておりませんし、それから、本来、合併にあたっては、この浜千鳥リサイクルの問題については、非常に複雑多岐にわたって、解決をしてから合併すべきであったというふうに考えるものであります。さて、合併について、かつてちょうど１年前でしょうか、問い合わせたことがあります。必ずこれは合併協定書は守らなければならないものかどうかという見解を、県に求めた。県の回答は、合併後、変えなければならない案件が出てきた時は、合併協定書を尊重しながら、

議会、行政、住民が、今、一番いいのはどうなのかということを、きちんと決めているのが一番良い、変更は可能であると。変更については所定の手続きを取るという回答でありました。

先週の金曜日、再確認のため本庁へ出向き、更に、言われたのは、合併した時から社会情勢が変わっているので、議論して変えるべきものは変えてもらっても構わないという判断を示していただきました。私は、最大の懸念をするのはですね、一般質問でも申し上げましたけども、いつ来ても不思議ではないといわれることが、かつ、先般の毎日新聞ではですね、次世代には確実に来るといわれている三連動地震プラス日向灘、そして南海トラフの一番浅いところでの津波ですね、これについて、本来は3.11を受けて、庁舎移転を凍結してですね、見直すべきだったんです。そして、この問題について紀北中学についてもそうなんですけども、堤防より高く、せめて堤防より高くしろと言ったらですね、町長は東北のような津波が来たら堤防が高かろうと、海抜が低かろうと問題ないんだというような回答をしているわけです。私は、これは目茶苦茶だと思う。

それで、本庁舎に、長島高校の跡につきましてはですね、３階、４階を確か使うと言ってましたけども、先般、三重県が名古屋大学理工学部に調査を依頼しておいた、第２弾として、赤羽川を遡上した時の津波の高さが、想定津波の高さが出ましたね。それによると、長島高校跡は校庭の高さから最大８ｍということなんです。３階の高さが、３階の廊下の高さが７ｍとするとですね、当然３階も、当然これは浸かることになる。こういうふうなことになればですね、町の財産も失われ、地方公共団体の職員の使命である、有事の場合の救出も力が発揮できない。更にですね、これは名古屋大学もおっしゃっているわけですけども、中央防災会議から南海トラフに近い場所、及び日向灘沖にも拡大をしておるわけですけども、さすれば、20ｍを超える津波の可能性も指摘されているわけです。更に、皆さんはどうお考え、住民の皆さんはどのようにお考えか知りませんが、東北におきましては、４階建ての鉄筋コンクリートのビルが、27ｍ流されているわけです。これは射流が起こったためです。

こういうことを、色々勘案してですね、当然のごとく、これは3.11の時、本来見直して凍結をして、そして、一番浸水のないところへ建てるのが、本来のあり方だと、私は思うわけです。次世代に確実に来るといわれている。庁舎はですね、私は、両町の中間に建てるべきだと、中間であって三浦でもいいし、津波の来ないところに建てれば、何の瑕疵責任も追うことはない。私は紀北中学も含めて、必ずや次世代にはですね、相当の被害が出ると確信をしております。その時は、理事者及びこれに賛成した議員の責任問題も問う所存であります

ので、反対討論に代えます。以上であります。

平野倖規議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

入江康仁君。

６番　入江康仁議員

ただ今から、平成24年度紀北町一般会計予算に対しての賛成討論を行います。

しかしですね、心情的には本当に反対の意向でおったということもわかっていただきたい。今回のまた、紀北町一般会計予算に対しては、紀北町の合併の時の、両町の町民に約束をした本庁の移転経費、約７億円が盛り込まれています。私は議員として、また、政治家として町民の方々に約束した合併条件は守るべきという考えの下で、賛成討論をいたします。

その理由を尾上町長の平成24年度所信表明を引用しながら、今から述べさせていただきます。今回の平成24年度紀北町一般会計予算は、紀北町として初めての 100億円を超える大型予算であります。所信表明の冒頭に町長は、私は全ては住民目線で、全ては住民とともにの基本姿勢のもとでと言ってます。

しかし、本当に住民目線で、また、住民とともにであろうか。尾上町長は平成24年度紀北町一般会計予算の金額は、紀北町始まっての 100億円を超える大型予算であるという、私の質疑での答弁で、たまたま各課の予算の積算が 100億円を超えただけであるという答弁をいたしました。私は、この答弁を聞き愕然といたしました。紀北町の行政のトップとしての、また、予算の執行者としての立場で答える質疑の答弁かと、耳を疑いたくなるような答弁であります。

それは、紀北町の平成24年度紀北町一般会計予算は、紀北町の平成24年度の紀北町行政の運営に、また、紀北町、町民の方々に大きな影響を及ぼす大事な一般会計予算であります。普通は行政のトップとして、当初予算の作成にあたっては、大変な緊張感と、また、行政のトップとしての能力が必要であります。それは、紀北町の町民の皆様の日常生活に大変大きな影響を及ぼすからであります。普通、この年度の当初予算を組むときの紀北町のトップとしての町長の姿勢は、まず、課長会議において、町長自身の公約等に照らし合わせての予算、そして、その時その時の社会情勢による重点予算などの、町長としての考えを述べながら、課長に認識していただき、また、町長自身の目標とする指針を立てて、課長会議で伝え、それに沿って各担当課長が、課の担当する、つまり所管の予算を組むものだと思います。

ところが、私の紀北町の始まっての 100億円を超える大型予算であるという質問で、尾上

町長のたまたま各課の出てきた予算額の金額が、足したものが 100億円を超えたのだという答弁には、怒りと、予算編成の執行者としての無責任ぶりに、ただ呆れるばかりです。

それは、紀北町の町民の大事な税金が使われているという認識がないように思うからです。つまり自分のお金ではないからという認識でいるからではないでしょうか。普通、このような質問を受けた場合の行政のトップとしての答弁は、その年度の予算編成に対しての熱い思いと、重点予算に対する説明、なぜ紀北町はじまっての 100億円を超える一般会計当初予算になったか。紀北町の町民の皆様にわかりやすく説明するのが、紀北町の行政のトップとしての責任であると考えます。

そして、 100億円を超えた予算に対しては、紀北町民が納得する予算内容でなければならないと思います。そこで、今年度の紀北町一般会計当初予算は、紀北町の町民の皆様に納得していただける予算であるのかということです。冒頭で述べさせていただいた、心情的には反対の意向であったということを述べさせていただきます。

最初にも述べたように、所信表明で町長は、私はすべては住民目線で、すべては住民とともにの基本姿勢のもとで、できる限り現場に出向き、住民の皆様の声に傾けてまいりました。今後も常に対話を重ねながら、紀北町の抱える課題を一つひとつ着実に解決すべく、取り組んでいく所存で、と言っているが、尾上町政になってから、３度目の一般会計当初予算です。あなたの公約である、すべては住民目線で、すべては住民とともには、これまでの予算の中でどのように反映されてきただろうか。その年度年度の目標を示すことがあっただろうか。今回の所信表明の中の後期基本計画のスタートの中で、安全・安心について、犠牲者０を目指す災害に強いまちづくりを進めます。そして、避難路、避難場所の整備や地域における防災力の向上に取り組むとあります。

そして、自然と共生し、快適で安心して暮らせるまちづくりの中で、3.11の東日本大震災発生以来、より早く、より高くを合言葉に、各自主防災からの要望の多かった、津波避難路整備について、積極的に取り組むといっていますが、これが今回の紀北町一般会計当初予算に反映されていない。町長は、紀北町長として紀北町民の生命・財産を守るのが第一の使命であります。そして、この紀北町の町民の生命・財産を守るのが、私の使命であるという、この言葉を何度使ってきただろうか。尾上町長のきれいごとの言葉でごまかされてきました。

それは、言葉と予算は伴わないからであります。この防災にかかる紀北町の町民の生命・財産を守るべき、また、避難路、避難場所の施設の整備における予算の少なさが物語っているのです。私は、去年の3.11の東日本大震災が起こってから、６月議会、９月議会、12月議

会に防災予算に対しては、国や三重県が津波指針を出す前に、紀北町としての津波指針を出して、国や三重県は指針を出した時には、それに遅れることなく、避難路、避難施設の整備に取りかかれるようにという意見を言ってきました。

また、千年に一度と言われる東日本大震災の震災による大津波が、テレビの放映を見て、紀北町町民の誰もが経験のない大津波の放映だったと思います。私はこの大津波の放映で、紀北町町民の方々が防災意識の高まっている時に、避難路の整備、また場所によって、避難路の新設が必要なところは、早期の新設を。また防災関係の食料の貯蔵ができる、避難施設の新設をという意見を言ってきました。平成23年の12月議会においては、紀北町民の方々がこのような状況の中で、防災意識が高まっている中、鉄は熱いうちに打てという諺があるように、紀北町町民の生命・財産を守るべき立場でいる者として、また、自主防災会から出ている 213件の要望に応えるべき防災予算を組むべきであると、一般質問等で意見を言ってきました。それは、町長はいつも言っている、より早く、より高くと、啓発・啓蒙を行っても、避難路の新設や整備ができていなかったら逃げることはできないからです。

そして、平成24年度当初予算に関しては、町長の防災に関する危機管理の予算に期待する旨の意見を言ってきました。しかし、今回の平成24年度紀北町一般会計当初予算は、紀北町にとって初めて 100億円を超える大型予算であるが、紀北町の町民の方々の生命・財産を守るべき防災予算は約 7,500万円しか計上されておらず、これでは尾上町長が所信表明で言っている安全・安心については、犠牲者０を目指す、災害に強いまちづくりを進めますと言っていますが、これでは口で言っていることと、予算は伴わない。また、いつ来てもおかしくない東海・東南海・南海地震や、異常な豪雨を想定した上で、これまで以上に防災、減災対策の推進に努めていきたいと考えますと言っているが、これにも予算が伴わない。

避難路、避難場所の整備も言っていますが、私は言いたいことは、いつ来てもおかしくないと言われている意味が、町長はわかっているのだろうか。来てからでは遅いのであります。私は以前、財政出動をしてでもやるべきという意見を言っていますが、何も町長はわかっていない。そして、私はこの尾上町長の平成24年所信表明は、本当に町長がわかっているのか、口だけでのきれいごとを並べているものであるとしか思えない。それは、所信表明の中で、銚子川、赤羽川等の堆積土砂の除去に努めますと言っているが、松永征也議員の一般質問での２級河川、往古川の質問に対しての町長の答弁は、往古川は県の管理でありますので、県の意向と、県と相談しながらというふうな答弁でした。それでは、銚子川・赤羽川、２級河川で三重県の管理下の河川ですが、紀北町が独自で堆積土砂の撤去工事ができるのですか。

２級河川であり、三重県の管理下にある銚子川・赤羽川の堆積土砂の撤去工事など、できるはずはない。このように、所信表明自体が目茶苦茶であります。

そして、その所信表明に沿って、平成24年度一般会計当初予算が組まれます。所信表明が言葉のきれいごとでありますから、本当に平成24年度紀北町一般会計当初予算が、紀北町の町民の方々のためになっているのかと疑いたく思います。

最後に、今から私が述べることは、この平成24年度紀北町一般会計当初予算なのかと、声を大きくして言いたいことであります。本当に、この平成24年度紀北町一般会計当初予算は、この紀北町の町民の方々のための予算であるのか疑うからであります。それは、紀北町の町民の生命・財産を守るべき立場でいながら、また、安全・安心を所信表明で言っておきながら、紀北町民の生命・財産を守るべき防災予算は、たったの約 7,500万円です。そして、今回、不燃物処理場のストックヤードの建設に伴うとして、紀伊長島区の旧焼却場の煙突の取り壊し工事としての約１億 6,000万円の計上であります。この煙突は、旧紀伊長島町の時代の負の遺産であります。この問題は、前奥山町長の時にも、取り壊し調査費として、金 500万円計上した時期がありました。私が前回の町議会議員時代の時です。ですから、尾上町長も町議会議員の時の案件だったと思います。だから、確か４年ぐらい前になるかと思います。この煙突の撤去予算こそは、私は紀北町の町民の皆様の生命・財産を守るべき防災の避難路、避難施設の予算の 7,500万円の２倍にあたる多い予算に、怒りを感じるのです。

それは、なぜ今なのかということです。約10年近く放置しておいて、本年度にどうしてもやらなくてはならない事業ではないと思うからです。そして、この予算には大きな疑惑があるからです。私は前奥山町長時代の煙突撤去調査費での教育民生常任委員会の質疑の中での答弁は、撤去費用は約、金１億円でした。それは委員会の議事録にも載っています。それが今回突然にストックヤード建設に伴う煙突の撤去工事代金として、約１億 6,000万円が計上してきたのです。約４年が経過したら、金 6,000万円増えているのです。私は、平成24年度紀北町一般会計当初予算の質疑で、この部分の質疑をいたしました。私は先ほどにも述べたように、取り壊しはなぜ今なのかの質問に、町長の答弁は、私もなぜ今なのかとちょっと思うのです、今取り壊さなければ、煙突が倒れる恐れがあるからですという答弁でした。私は今さら何を言っているのだという気持ちになりました。

それは、今まで放っておいて、紀北町の町民の皆様を守るべき避難路の整備、避難施設の防災予算を削っておいて、また自主防災会の要望を３分の２ほど残して、何が紀北町の町民の皆様の生命・財産が守れようか。

次に、金１億円と１億 6,000円に対しての答弁は、４年間経過したから、４年間、古くなったからという答弁でした。それでは、町長に聞きたい。１年延びたら 1,500万円、もし２年延ばしたら 3,000万円増えて 1,900万円になるのですか。このように、つじつまの合わない疑惑の予算です。また、煙突の撤去工事は、ダイオキシンの問題で特殊技術が要るのですか。もし要るのであれば、予算額は大きな金額であります。入札業者の選定、特殊技術の工法等も議会に対して明らかにしていただきたい。つまりこの煙突撤去工事は、本年度にやる事業ではないと思います。また、急ぐ必要はないと思います。私は町長なら１億円以下でやっています。金１億 6,000万円もの予算が、今叫ばれている、いつ来てもおかしくないと言われている東海・東南海・南海地震から、紀北町町民の皆様の生命・財産を守るべき避難路の整備、新設また避難施設、避難場所の整備に使われたら、どれだけの紀北町の町民の皆様のためになるだろうか。

また、この紀北町の将来を担う幼稚園児、小学生の生徒、中学生の生徒が通う、幼稚園・小学校・中学校は東日本大震災の場所と一緒のリアス式海岸であり、海辺に近い場所にあります。生徒たちの生命を預かっている先生たちのためにも、学校の周辺の避難路の整備や、避難路の新設に、この予算が使われたらどれだけいいだろうかと思います。

このように、今回の煙突撤去予算は尾上町長の言っている町民目線、すべての町民と共にの基本姿勢に反しているようにも思います。これが前段で述べた心情的には、平成24年度紀北町一般会計予算には反対であるという意見です。

しかし、今回の平成24年度紀北町一般会計予算は、紀北町の合併の時の合意案件であります、５年以内といわれた本庁舎移転の予算が組み込まれています。本当は間もなく７年になろうとしていますが、合併時の合意の約束を守ろうとしている尾上町長の前向きな姿勢を評価しつつ、泣きなき平成24年紀北町一般会計に対しての賛成討論といたします。

平野倖規議長

次に、反対討論される方はございませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第28　議案第24号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　多　数　挙　手　）

平野倖規議長

賛成多数です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第29

平野倖規議長

次に、日程第29　議案第25号　平成24年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第29　議案第25号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第30

平野倖規議長

次に、日程第30　議案第26号　平成24年度紀北町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第30　議案第26号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　多　数　挙　手　）

平野倖規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第31

平野倖規議長

次に、日程第31　議案第27号　平成24年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第31　議案第27号については、委員長報告のとおりすることに賛成の方は挙手願います。

（　全　員　挙　手　）

平野倖規議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第32

平野倖規議長

次に、日程第32　議案第28号　平成24年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

入江康仁君。

6番　入江康仁議員

平成24年度紀北町水道事業会計予算に対しての反対討論を行います。

平成23年度の紀北町水道事業会計予算に対しての反対討論した内容とあまり変わりありませんが、今回も前年度の予算と一緒の紀北町水道水源保護条例に関わる、水道水源保護審議会委員報酬の金26万円が組み込まれています。

今回も、私の一般質問での通告質問の１つとして、法律と町条例の関係及び町条例の執行者としての考え方を問うと。行政手続法と水道水源保護条例に関してに対しての、町長の答弁を引用しながら私の反対意見を述べさせていただきます。

私は、質問の初めに、紀北町の町民の皆様のために、二度と産廃訴訟のようなことが起こらないためにもということで、質問をいたしました。一般質問の紀北町水道水源保護条例と、行政手続法との関係の上段だけを朗読いたします。

私はなぜ、今回なぜこのような質問をするかという趣旨は、合併前の紀伊長島町時代の産廃施設差止訴訟の紀伊長島町、敗訴、そして海山町と紀伊長島町の合併により紀北町になってから、お魚らんど移転補償訴訟、これも紀北町の敗訴。そして、紀北町の将来をかける産廃施設差止訴訟、紀北町、敗訴に関わる損害賠償訴訟という、紀北町に住む町民と、また紀北町に在住する事業者の裁判ざたが多過ぎるからであります。このような裁判ざたが多い地方自治体は、三重県内では紀北町だけといっても過言ではないでしょうか。

とにかく、異常な町ではないでしょうか。私は二度と町民と町行政が争い事を起こすような町にならないためにも、また、問題となるような事柄には、きちんとした審査基準を定めるべきであると思います。そして、このような問題の犠牲になるのは、いつも関係のない一般町民です。そして、何よりも紀北町の町民の大事な税金が、町民のためにならない死に金として使われているのですという質問から始めました。このように、不思議なのは、法律の守るべき町の最高責任者としての法律の判断。また、町トップとしての町条例の執行者としての権限をもって、町行政の運営をやっていく町長の判断で、いつも問題が起こり、町民との争いとなり、裁判ざたになります。法律を守り、法律を正しく執行して、何人にも法律を平等に執行していれば、裁判ざたになっても、決して町が裁判に負けることがないはずであるが、なぜか負けてばかりいるのが紀北町であります。つまり、正しく法律を執行していないのが、今の紀北町であると考える。

このようなことは、田舎町に近くなるほど法律を無視して私情に走る、よくある行政のトップの姿と受け止めるしかないと思います。町条例はその町の秩序を守るためにつくってい

るが、紀北町の場合は新しく法律にもない、紀北町水道水源保護条例を制定して、紀北町の在住の事業者と争い、裁判ざたになって負けているという、おかしな現象が起こっている町であります。紀北町の町民の事業者と争わないために制定する条例で、争って裁判ざたになっているのが紀北町です。その問題の条例は、紀北町水道水源保護条例であります。

私は、まずこの紀北町水道水源保護条例の問題箇所を指摘し改正して、紀北町の町民の皆様が、また事業者の方々がすぐにわかる審査基準を定めるべきだと思います。水道水源保護審議会委員の方々の審査は、紀北町水道水源保護条例に定められている審査基準に照らし合わすのが仕事である。つまり、水道水源保護審議会委員の方々は、紀北町水道水源保護条例の条項に則って、申請書類は条項に則った様式を使っているか、また、申請内容は条項の範囲以内か、また水量については基準水量内か、また数値については、数値の範囲以内かを審査するのであって、紀北町水道水源保護条例の条項以外のことを審査するのではないのであります。

だから、私は枯渇の水道の審査基準が示されていない紀北町水道水源保護条例に関わる水道水源保護審議会の委員の方々には、何をもって審査をするのかという意見です。私は、本当は水道水源保護審議会委員の方々が、この意見をもって、自分たちで審査基準を策定して、条例の改正を町長に意見具申をするべきだと思っています。このことが、わからないような水道水源保護審議会委員の方々であるならば、水道水源保護審議会委員の資格はないと思っております。

なぜ、ここまで私は言い切るかということは、私は町長であったならば、紀北町水道水源保護条例の改定にすべきところは改定し、紀北町町民の方々に、また事業者においても審査基準を明確に示し、紀北町行政手続法との整合性をとって、紀北町に住む町民の方々と、また事業者と争わないようなしっかりした紀北町水道水源保護条例を制定してほしい。ここにはっきりしているのは、紀北町水道水源保護条例は紀北町の町民のためを思っての条例でないように思います。本当に、紀北町の町民の水源の枯渇を心配するのであれば、大量に使っている指定区域内にある既存の業者に対しての水量の規制や、水量の報告義務等を義務づけ、また水道水源保護審議会委員の方々も、１年に一度ぐらいは既存業者に対しての立入り調査ぐらいしてはいかがでしょうか。

また、既存業者の審査会をやっていただきたいと思います。このような私の観点から、現在の水道水源保護審議会委員の方々の報酬の金26万円は認めるわけにはいかないので、反対の討論といたします。

平野倖規議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

東清剛君。

11番　東清剛議員

議案第28号　平成24年度紀北町水道事業会計、当初予算に賛成の立場で討論をいたします。

町民に安全で安心な水を供給する水道事業において、今年度の目玉といいますか、古里・道瀬簡水の整備、それから、中桐・前山バイパスの布設替工事、上里地区の水道管布設替工事等々ございます。約、それで１億からの金額でございます。また、水道課におきましては、紀北町上水道管理システム構築というのも、23年度でＧＩＳによる管理ができる、業務の効率化を図るように、23年度で終わっております。それを基に、今後、老朽化が進む布設替工事等を進めるのが、水道課の役目であると思います。

それで、また合併当時からありました未収金なんですけども、17年当時で約 6,400万円、6,500万円ほどありました未収金が、23年度で 4,700万円ぐらいになる。これは予算書を見ていただければわかりますけれども、随分と水道料金の徴収に力を入れておられた。

それで、徴収率だけを申し上げますと、19年に92.85、20年には95.80、21年には97.67 22年には 98.03、随分、徴収率を上げておられます。また、これはこの水道課というのが、３月決算になりまして、４月から２月まで出納閉鎖がないもんですから、３月いっぱいで終わるんですけども、それでいきますと99.2というのが、現年度分の水道料金の徴収、ここまで努力されて上げておられます。これは大変な業績だと思います。これは、やっぱり他の課のね、徴収部門においても、やはりこのような努力をされるように、していただきたい。で、また今年度繰上償還が５件で５％、金利が５％以上のものが 8,455万円ということです。これは、繰上償還が６％だったかな、５％以上では19年から、もう19年度、20年度また、今年度24年度ということであります。これで、今年度の 8,455万円を繰上償還することにおいて、将来的には 1,799万円の財政的には節約額となるということがわかっております。

ですから、こういう努力もされております。

また、最後に先ほどね、前者議員が反対討論言われたように、水道水源保護条例の件、それでまた損害賠償請求、遺失利益損害賠償訴訟において、町側、紀北町が被告でございます。それで、そこを担当しておられるのが、水道課の皆さんでございます。

そういうなのが、それが実態でございます。我々は、議員も当然、紀北町の町民であり、被告という立場で、それで、おります。そういう中でね、担当課の職員はね、随分と紀北町

のあれですね、関係機関、関係者に色々積極的に調査に尽力されております。そういうことも含めてまして、今後の水道課の努力に対して、私はこの予算に対しては賛成の立場で、討論いたします。ありがとうございました。

平野倖規議長

原案に反対討論される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ者あり）

平野倖規議長

賛成討論される方はありませんか。

（「な　　し」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第32　議案第28号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（　多　数　挙　手　）

平野倖規議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

日程第33

平野倖規議長

次に、日程第33　請願第１号　公的年金制度の改悪に反対する意見書を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

太田哲生君。

４番　太田哲生議員

　請願第１号　公的年金制度の改悪に反対する意見書を求める請願について、反対討論いたします。

　年金額の本来水準は、物価や賃金の上昇や下落に応じて、増額や減額されるというものであります。現在、支給されている年金は、物価下落時に年金を据え置いた経緯から、特例的に本来より高い水準で支払われております。これが特例水準であります。現在、支払われている年金額の水準は、本来の水準と比較して 2.5%高くなっております。国におきましては、この特例、年金特例水準について、平成24年度以降３年間で解消することとしております。

　また、人口統計によりますと、今後、65歳以上の人口は急速に増加してまいります。このため、高齢者の人口の増加に連動し、年金、医療、介護に要する費用は、ますます増大いたします。これらの費用負担は税金などを納める現役世代の費用負担になると考えられます。更に、団塊の世代の退職、少子化などにより労働力人口の減少が始まってまいります。多額の費用負担を現役世代に押しつけることは、世代間の不公平につながり、政治に対する信頼が無くなる恐れがございます。少しでも現役世代の税金等を少なくするため、年金の特例水準を解消すべきであると考えております。

　また、無年金者への支給につきましては、今まで保険料を支払ってきた年金の受給者との間の公平性と整合性であります。行政におきましては、公平性ということが極めて重要であります。公平性を保つという面から考えてみますと、非常に難しい問題であります。また、平成24年度の国の一般会計予算をみてみますと、歳入の49%を国債に依存しております。要するに歳入の49%は借金であります。国の債務残高、つまり借金は約 1,000兆円でありまして、今後も増加する傾向にあり、国家財政は危機的な状況にあります。国の財政再建は国民にとりまして、大変重要なことでありまして、特に税と社会保障制度を抜本的に見直す必要があると考えております。これからは、税金を負担する現役世代のため、年金、医療、介護等の社会保障費を抑制する必要があると考えられます。

　以上で、反対討論を終わらせていただきます。

平野倖規議長

　次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

　これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第33　請願第１号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

（　少　数　挙　手　）

平野倖規議長

賛成少数です。

したがって、本案は不採択とすることに決定しました。

平野倖規議長

次に、平成24年３月７日付けで、荷坂やすらぎ苑組合議会議長から、議員１名の選出依頼が来ておりますので、発議案を提出したいと思います。

平野倖規議長

ここで、発議案を配付しますので、自席で暫時休憩いたします。

ここで時間の延長をいたしますので、ご了承ください。

それでは、５時まで暫時休憩いたします。

（午後　４時　49分）

平野倖規議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後　５時　00分）

平野倖規議長

平成24年３月７日付けで、荷坂やすらぎ苑組合議会議長から、議員１名の選出依頼が来て

おりますので、発議案を提出いたします。

この件を日程に追加し、別紙のとおり、追加日程として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（　発言する者なし　）

平野倖規議長

異議なしと認めます。

したがって、発議案については、日程に追加し、別紙、追加議事日程のとおり、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第１

平野倖規議長

追加日程第１　発議案第１号　荷坂やすらぎ苑組合議会議員の選挙を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第２項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

異議なしと認めます。

したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定しました。

それでは、指名いたします。

荷坂やすらぎ苑組合議会議員に、奥村　仁君を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、議長が指名した被選挙人を荷坂やすらぎ苑組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

平野倖規議長

異議なしと認めます。

したがって、ただ今、議長が指名した、奥村　仁君が、荷坂やすらぎ苑組合議会議員に当選されました。

当選人が議場におられます。

本席から、会議規則第33条第２項の規定により、奥村仁君が、荷坂やすらぎ苑組合議会議員の当選人となったことを告知いたします。

平野倖規議長

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。

尾上町長。

尾上壽一町長

３月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る３月２日に開会されました本定例会では、平成24年度から平成28年度までを計画期間とする紀北町第１次総合計画、後期基本計画のスタートの年となる、平成24年度予算案ほか諸議案につきまして、本日まで終始熱心にご審議いただき、提案いただきました議案につきまして、原案のとおりご同意並びにご可決をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成24年度は、本庁舎の改修、近畿自動車道紀勢線の延伸など、様々な環境変化の年となります。私はこの重要な時期に、町政運営を担うものとして、町民の皆様への責任、将来世代への責任を強く自覚しながら、紀北町が明るく元気で、希望の持てる町であり続けることができるよう、常に町民の皆様の視点に立ち、町民の皆様の声と願いを行政に反映させていく所存でありますので、今後も議員各位の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

最後になりましたが、町民並びに議員の皆様方のご健勝をお祈り申し上げまして、平成24

年３月議会定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

平野倖規議長

３月議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

３月２日に議会を開会し、本日３月21日までの長期にわたる定例議会も、本日、閉会を迎えるわけでございます。

この間、議員、町長以下、執行部の皆様には、一般会計予算、特別会計予算、条例制定等々を慎重審議いただき、厚くお礼申し上げるところでございます。執行部におかれましては、平成24年度を迎えるにあたり、魅力あるまちづくりの実現に向け、本会議あるいは委員会において、議員各位から述べられました意見などに、特に考慮を払われ、執行のうえに十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

また、今年度末をもって退職される職員の皆様方におかれましては、長きにわたり、本町発展のためにご尽力賜りましたことに対し、議会を代表して深く感謝の意を表するとともに、心からお礼を申し上げます。

今後においても健康に留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、それぞれの立場でのご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

長い間、本当にご苦労様でした。

最後に、皆様方のご健康、ご多幸を祈念し、定例会閉会の挨拶とさせていただきます。

以上で会議を閉じます。長きにわたり大変ご苦労さまでございました。

平野倖規議長

これにて、平成24年３月紀北町議会定例会を閉会いたします。

（午後　５時　07分）

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成２４年６月１２日

紀北町議会議長　　平野倖規

紀北町議会議員　　東　貴雄

紀北町議会議員　　樋口泰生